

環境経済委員会資料

第3次豊橋市環境基本計画 素案

令和3年1月22日
環境部 環境政策課

目次

第1章	計画の基本的な考え方	
1.1	計画策定の背景	5
1.2	計画策定の目的	7
1.3	計画の位置づけと役割	7
1.4	計画の期間	8
1.5	計画の対象範囲	8
第2章	本市の概要	
2.1	位置・地勢	9
2.2	気候	9
2.3	自然環境	10
2.4	人口・世帯	11
2.5	土地利用	13
2.6	産業・経済	14
2.7	地球温暖化	16
2.8	資源循環	18
2.9	歴史・文化	18
第3章	計画の目指すもの	
3.1	計画の構成	19
3.2	基本理念	20
3.3	環境像	21
3.4	環境像を達成するための方針と環境目標	24
第4章	目標の達成に向けた施策・重点取組	
4.1	分野別環境施策	25
	環境目標Ⅰ.低炭素で持続可能な地域をつくる【気候変動対策】	26
	環境目標Ⅱ.豊かな自然を守り育てる【生物多様性・自然共生】	30
	環境目標Ⅲ.効果的・効率的に資源を循環する【資源循環】	46
	環境目標Ⅳ.健全で快適な暮らしを確保する【生活環境保全】	50
	環境目標Ⅴ.環境共生の価値観と知恵をはぐくみ、行動する【環境学習・行動】	54
4.2	重点取組と『とよはし SDGs 環境ターゲット』	58
第5章	計画の推進	
5.1	各主体の役割	65
5.2	広域的な連携	65
5.3	計画の進行管理	66

資料編

豊橋市環境基本条例	68
豊橋市環境審議会規則	72
豊橋市環境調整会議規程	73
豊橋市環境審議会委員名簿	75
策定の経過	76
用語解説	78

※各項目は表示単位未満を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

第1章 計画の基本的な考え方

1.1 計画策定の背景

国内外の環境を取り巻く状況は大きく変化しており、世界はもとより日本国内でも SDGs やパリ協定を受けた脱炭素化の達成に向けた動きや気候変動への適応、循環型経済へのシフトなどが活発化しています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、日常生活はかつてないほど大きな変化を迫られています。

国内では、気候変動対策、生物多様性、資源循環、環境教育について法整備が進んでおり、「都市の低炭素化の促進に関する法律」(以下「エコまち法」という。)や「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「FIT 法」という。)が施行されたことに加え、「日本再興戦略 2016」に再生可

能エネルギーの最大限の導入が目標に掲げられるなど、SDGs の考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上の具体化が進みつつあります。また、暮らしの中でも気候変動の影響が顕在化し、「気候変動適応法」が制定されました。

そういった中、国では「第五次環境基本計画」(2018(平成30)年)が策定され、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の考え方が提唱され、国をはじめ先行自治体においてもこの考え方を取り入れつつあります。

2010(平成22)年以降の環境関連の主な取組等 (●: 国際社会、○: 国、◇: 県)

年	気候変動	生物多様性	資源循環	環境全般・その他	豊橋市
2010年 (平成22年)	● 気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)の開催(メキシコ・カンクン)―「カンクン合意」の採択 ○ 第三次エネルギー基本計画の策定(国)	● 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催(名古屋市)―「愛知目標」及び「名古屋議定書」の採択 ○ 生物多様性地域連携促進法の制定(国)			・ 豊橋市地球温暖化対策地域推進計画の策定
2011年 (平成23年)	○ FIT法の制定(国)	◇ 三河湾里海再生プログラムの策定(県)	◇ 愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の策定(県)	東日本大震災の発生 ○ 環境教育等促進法の改正(国) ◇ 第5次愛知県緑化基本計画の策定(県)	・ 第5次豊橋市総合計画の策定 ・ 第2次豊橋市環境基本計画の策定 ・ 豊橋市廃棄物総合計画の策定 ・ 豊橋市都市計画マスタープランの策定
2012年 (平成24年)	○ エコまち法の制定(国) ◇ あいち地球温暖化防止戦略2020の策定(県)	○ 生物多様性国家戦略2012-2020の策定(国)	○ 小型家電リサイクル法の制定(国) ◇ 愛知県廃棄物処理計画(平成24年度～28年度)の策定(県) ◇ 新・あいちエコタウンプランの策定(県)	● 国連持続可能な開発会議(リオ+20)の開催(ブラジル・リオデジャネイロ)―「我々の求める未来」の採択 ○ 第四次環境基本計画の策定(国) ◇ 愛知地域公害防止計画の策定(県)	・ とよはし緑の基本計画の策定
2013年 (平成25年)	◇ あいち自動車環境戦略2020の策定(県)	◇ あいち生物多様性戦略2020の策定(県)	○ 第三次循環型社会形成推進基本計画の策定(国)	● 水銀に関する水俣条約の締結	

年	気候変動	生物多様性	資源循環	環境全般・その他	豊橋市
2014年 (平成26年)	● 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第40回総会(デンマーク・コペンハーゲン)―「IPCC第5次評価報告書統合報告書」の採択 ○ 第四次エネルギー基本計画の策定(国)	◇ 三河湾環境再生プロジェクト行動計画の策定(県) ◇ 東三河生態系ネットワーク協議会の設立(県)	○ 水循環基本法の制定(国)	● 持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議の開催(名古屋市/岡山市)―「あいち・なごや宣言」等の採択 ◇ 第4次愛知県環境基本計画の策定(県)	・ 豊橋市自転車活用推進計画の策定
2015年 (平成27年)	● 気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)の開催(フランス・パリ)―「パリ協定」の採択 ○ 建築物省エネ法の制定(国) ○ 気候変動の影響への適応計画の策定(国)	◇ 第三次レッドリスト「レッドリストあいち2015」の公表(県)	● G7エルマウ・サミットの開催(ドイツ・エルマウ)―「2015 G7エルマウ・サミット 首脳宣言」の採択	● 第70回国連総会の開催(アメリカ合衆国・ニューヨーク)―「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」の採択	・ 豊橋市エコアクションプラン(第5次)の策定 ・ 豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定
2016年 (平成28年)	● 「パリ協定」の発効 ○ FIT法の改正(国) ○ 地球温暖化対策計画の策定(国) ○ 日本再興戦略2016の策定(国)		● 世界経済フォーラム第46回年次総会の開催(ダボス会議)―「海洋ごみに関する報告書」の発表 ● G7富山環境大臣会合の開催―「富山物質循環フレームワーク」の採択 ◇ 愛知県災害廃棄物処理計画の策定(県)	○ 持続可能な開発目標(SDGs)推進本部の設置(国)	・ 第2次豊橋市産業戦略プランの策定 ・ 第3期豊橋市地域福祉計画の策定 ・ 豊橋市都市交通計画2016-2025の策定
2017年 (平成29年)		◇ 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定(県)	◇ 愛知県廃棄物処理計画(平成29年度～33年度)の策定(県) ◇ あいち地域循環圏形成プランの策定(県)	○ 文化芸術振興基本法の改正(国)	・ 豊橋市地域強靱化計画の策定
2018年 (平成30年)	● 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第48回総会(韓国・仁川)―「1.5℃特別報告書」の発表 ○ 気候変動適応法の制定(国) ○ 省エネ法の改正(国) ○ 第五次エネルギー基本計画の策定(国) ◇ 愛知県地球温暖化対策推進条例の制定(県) ◇ あいち地球温暖化防止戦略2030の策定(県)		○ 第四次循環型社会形成推進基本計画の策定(国) ○ 海岸漂着物処理推進法の改正(国)	○ 第五次環境基本計画の策定(国) ◇ 愛知県環境学習等行動計画2030の策定(県)	・ 世界首長誓約/日本への署名 ・ 「とよはしプラ530宣言」を発表
2019年 (令和元年)	○ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の策定(国)	○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定(国)	● G20大阪サミットの開催(大阪市)―「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が盛り込まれた「大阪首脳宣言」の採択 ○ プラスチック資源循環戦略の策定(国) ○ 食品ロス削減推進法の制定(国)	○ 文化財保護法の改正(国)	・ SDGs未来都市に選定 ・ 豊橋市不良な生活環境の解消に関する条例の制定
2020年 (令和2年)	◇ 愛知県気候変動適応計画の改定(県)	◇ 第四次レッドリスト「レッドリストあいち2020」及び「レッドデータブックあいち2020」の公表(県)			

1.2 計画策定の目的

本計画は、「豊橋市環境基本条例」第8条の規定に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を定め、総合的かつ計画的に施策を推進するために策定するものです。

豊橋市環境基本条例

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向

（2） 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ豊橋市環境審議会の意見を聴かなければならない。

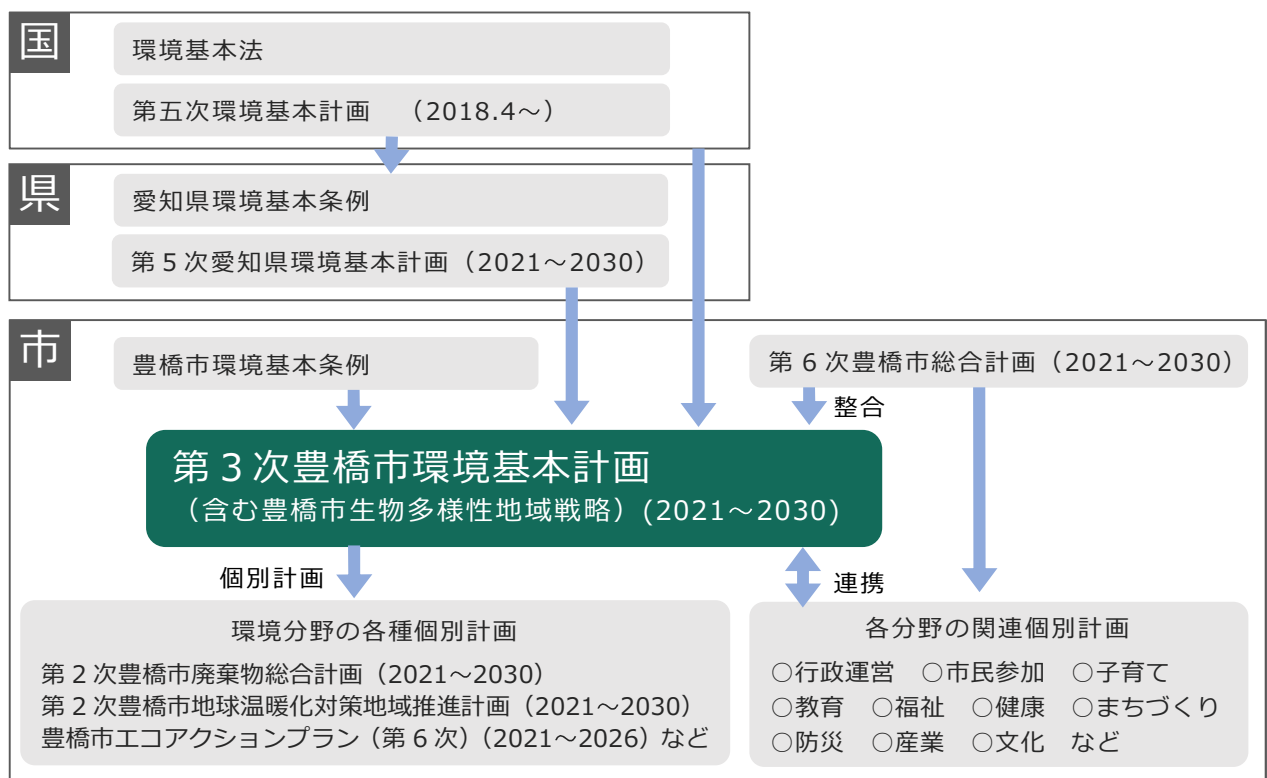
4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

1.3 計画の位置づけと役割

本計画は、「豊橋市環境基本条例」の基本理念や基本方針を受け、国及び県の環境基本計画や「第6次豊橋市総合計画」との整合を図るとともに、環境の保全・創出などに関する各種計画とも整合・連携させることにより、本市における環境行政を総合的・計画的に進めるための計画として位置づけます。

また、記載内容の一部を「生物多様性基本法」第13条に規定する「豊橋市生物多様性地域戦略」に位置づけ、本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画とします。



1.4 計画の期間

本計画の対象期間は、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間とします。

ただし、環境面においては社会的な動きも速いことから、概ね計画策定後 5 年を目処として、社会情勢や国の施策などの変化に応じて施策の見直しを行うこととします。

なお、計画期間だけでは良好な環境の形成が困難な場合もあることから、必要に応じて中長期的な視点をもって進めます。

1.5 計画の対象範囲

本計画は、地理的な範囲を本市の行政区域全体とし、計画の目標を達成するうえで必要となる施策に関連するすべての分野を対象とします。

また、主体は、市民、事業者、市（行政）とします。

【対象地域】

本市全域（広域での取組が求められる施策については、必要に応じて他地域との連携を図ります。）

第2章 本市の概要

2.1 位置・地勢

本市は、愛知県の東南部に位置し、東は弓張山地、南は遠州灘、西は三河湾に面し、延長は東西が 17.8 km で南北が 23.9 km、面積は 261.88 km² (2020 (令和 2) 年 4 月 1 日現在) で県土全体の約 5% を占めています。地形は概ね平坦で、豊川や梅田川、柳生川などが市内を流下しています。北は豊川市、新城市、西は田原市、東は静岡県浜松市、湖西市に接しています。

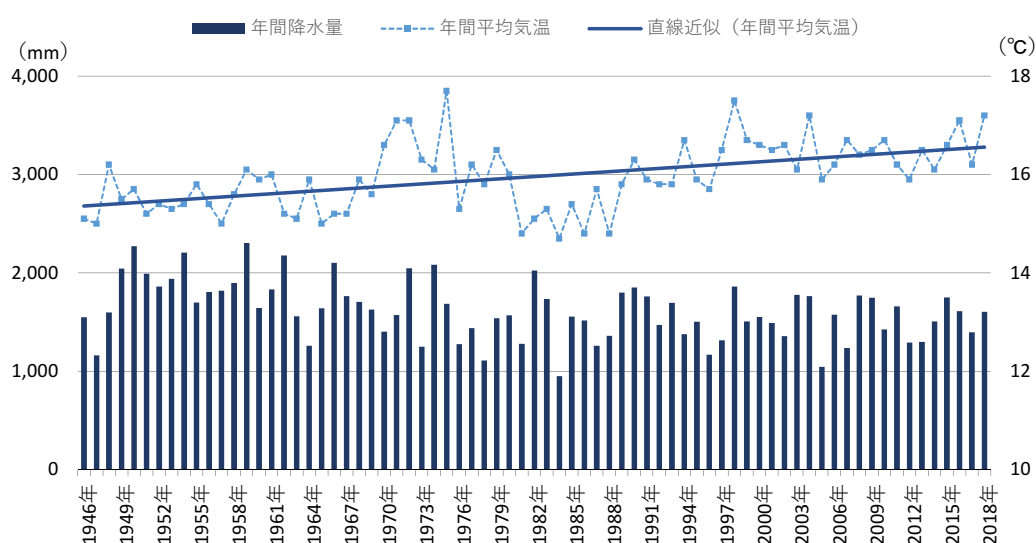


2.2 気候

本市の南には黒潮が流れ、東部から北部にかけては山地に囲まれているため、比較的温暖な気候に恵まれています。冬季には「三河のからっ風」と呼ばれる北西の季節風が吹きますが、積雪はほとんど見られません。

2018 (平成 30) 年の気温は年平均 17.2℃、降水量は年間 1,603.5 mm です。平均気温は、1946 (昭和 21) 年から 2018 (平成 30) 年までの間で約 2℃ 上昇しています。

■ 年間降水量と年間平均気温の推移



* 1946 (昭和 21) 年～1975 (昭和 50) 年は向山天文台と芦原観測所、1976 (昭和 51) 年以降は豊橋市消防本部の観測による。

資料/統計でみる豊橋の 100 年、豊橋市統計書

2.3 自然環境

○植 物

植物の全国分布類型から見ると、東海地方、特に伊勢湾を取り巻く地域は「周伊勢湾地域」と呼ばれ、この地域に固有な植物も見られます。これらは「東海丘陵要素植物」と呼ばれ、葦毛湿原をはじめ、小さな沢筋や傾斜面の湿地を中心に生育しています。

植生自然度の観点からは、太平洋岸に広がる海岸林と、東部丘陵地域の中に存在するカシ林が特筆すべきものです。また、特色のあるものとしては、石巻山の石灰岩地植物群落、石巻山東尾根のイヌツゲ大木林、嵩山のアカガシ群落やバクチノキ群落、普門寺のシイ群落、中山峠付近のモミ群落などを挙げることができます。

○森 林

2018（平成 30）年度の森林面積は 4,285ha で、近年は横ばいで推移しています。森林のうち私有林が占める割合が 7 割弱と多く、所有者の高齢化や市外・県外在住者への相続などによって管理の行き届かない森林も目立っています。

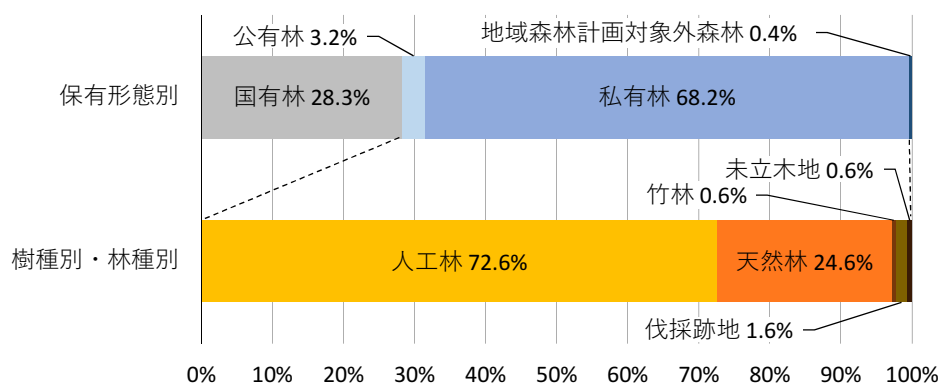
また、地域森林計画の対象となっている森林のうち人工林が 7 割強を占めており、天然林が 2 割強となっています。

○動 物

動物の生息環境は多様です。太平洋岸一帯がアカウミガメの産卵地となっていることはよく知られています。また、弓張山地から渥美半島にかけては、サシバをはじめとする鳥類の渡りの重要なルートです。汐川干潟は本州最大級の干潟とされており、底生生物が豊富で、シギ・チドリ類、カモ類など水鳥の楽園となっています。山地の沢沿いに広がる森林には、サシバ、アオゲラ、キビタキ、アオバズクなど低山帯の鳥類が生息しています。

昆虫類は岩崎地区、多米地区、石巻山周辺の広範囲に広がる樹林帯などに多く生息し、特に葦毛湿原、石巻山周辺には多くの種類が見られます。陸産貝類は自然度の高さと湿気を好むため、石巻山や嵩山地区が生息地の中心となっています。

■ 保有形態別及び樹種別・林種別の森林の状況（2018（平成 30）年度）



* 地域森林計画の対象となっている森林は公有林と私有林の合計

資料/愛知県林業統計書

2.4 人口・世帯

○人口

本市の人口は 2010（平成 22）年に 376,665 人でピークとなり、市制が施行された 1906（明治 39）年から 100 年余りでおよそ 10 倍にまで増加しましたが、その後 5 年間で 1,900 人減少し、2015（平成 27）年には 374,765 人となりました。

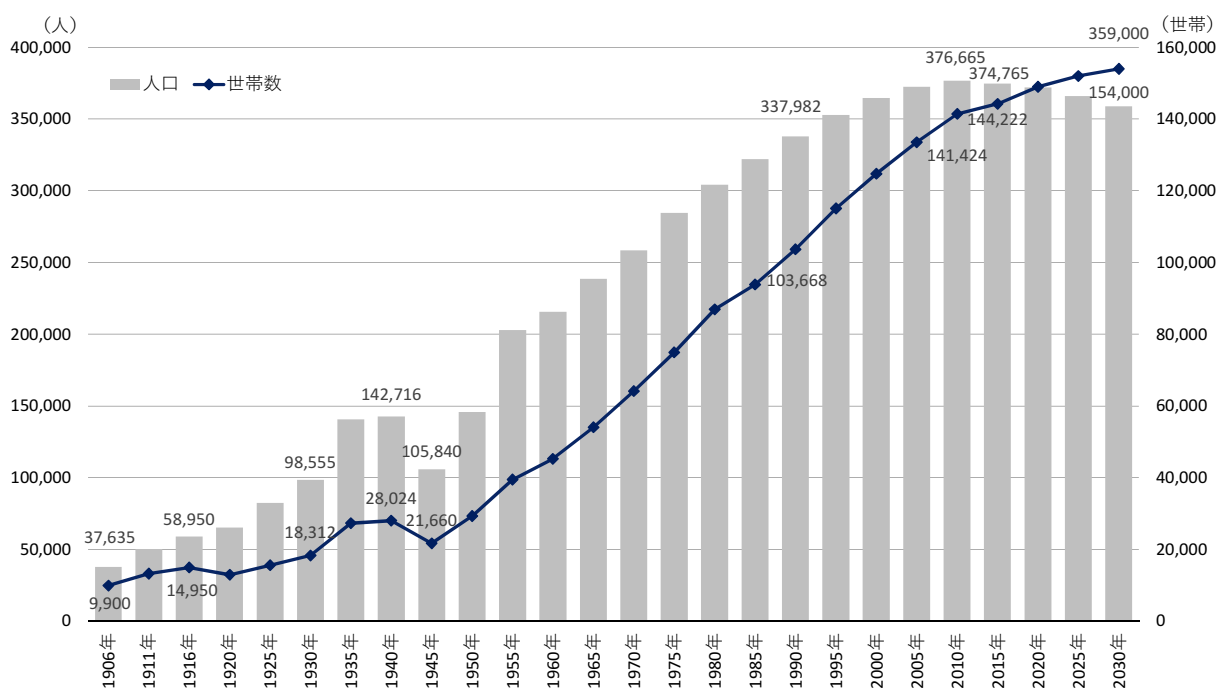
また、本市の自然動態や社会動態といった人口変動の状況を踏まえ、2020（令和 2）年以降の将来人口を推計すると、「第 3 次豊橋市環境基本計画」の最終年である 2030（令和 12）年に 359,000 人まで減少する見込みです。未婚化や晩婚化などに起因する出生数の低迷や、主に大都市圏への若い世代の流出が見られる昨今の情勢からも、人口の減少は長期化するものと考えられます。

○世帯数

本市の世帯数は 2015（平成 27）年には 144,222 世帯となり、市制が施行された年のおよそ 15 倍にまで増加しました。一方、1 世帯当たりの人員を見ると、1930（昭和 5）年では 5.4 人でしたが、2015（平成 27）年には 2.6 人にまで減少しました。

また、2020（令和 2）年以降の将来世帯数を推計すると、2030（令和 12）年に 154,000 世帯にまで増加し、1 世帯当たりの人員は 2.3 人にまで減少する見込みで、今後も核家族化や単身世帯の増加が続くものと考えられます。

■ 人口・世帯数の推移と推計



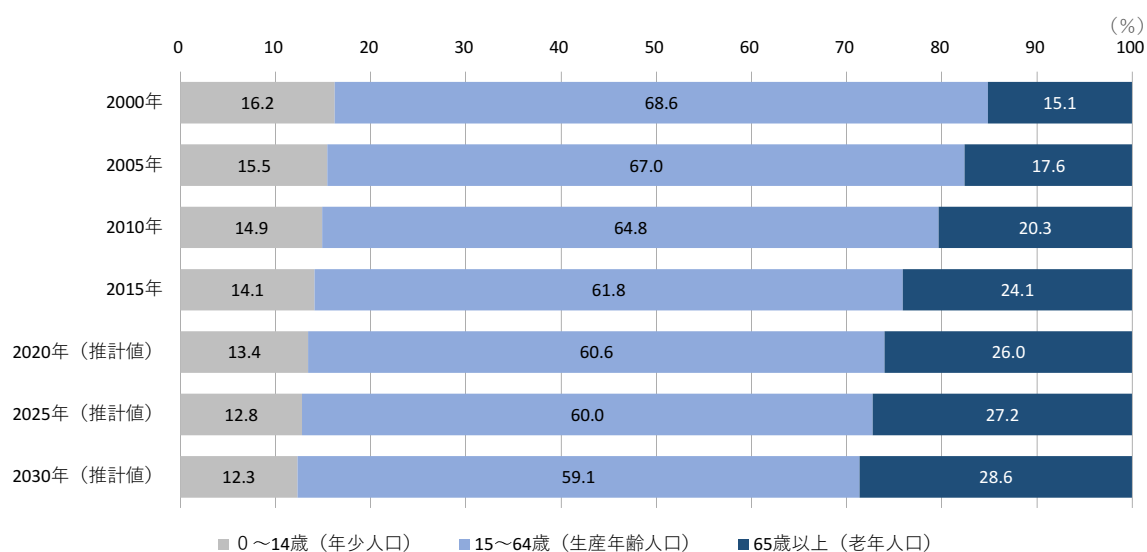
*2020（令和 2）年以降はコーホート要因法による推計値

資料/国勢調査

○年齢階層別人口

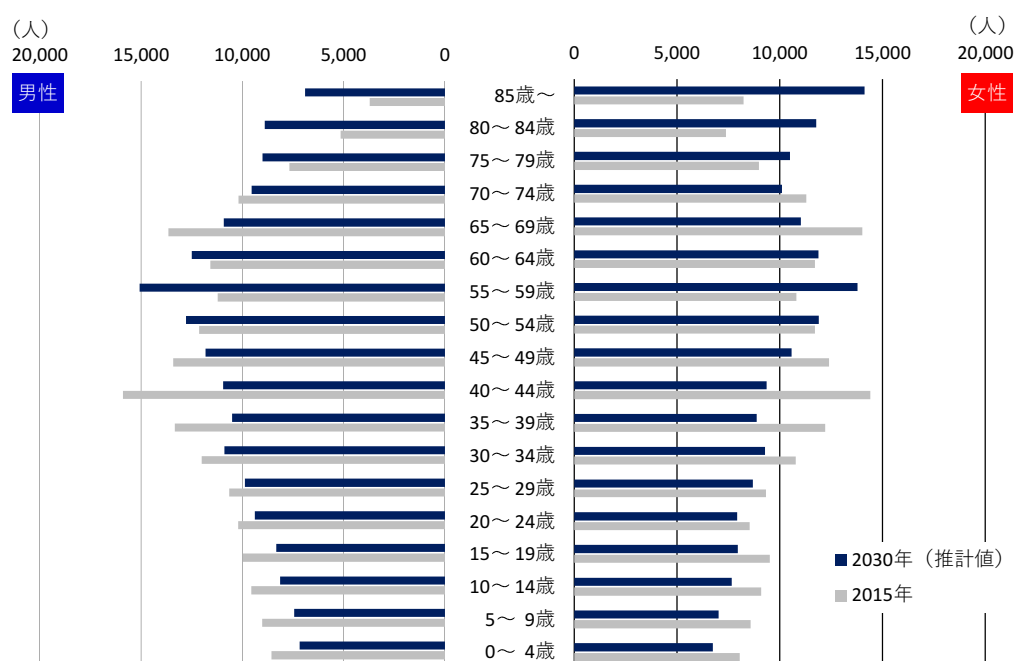
本市の年齢階層別人口を見ると、一貫して年少人口と生産年齢人口の割合は減少し、老年人口は増加しています。また、2020（令和2）年には4人に1人が高齢者となり、2030（令和12）年にはおよそ3.5人に1人にまで高齢化が進む見込みです。年齢5歳階級別人口構成では、2015（平成27）年から2030（令和12）年にかけて人口ピラミッドが変遷し、少子高齢化を表す「つぼ型」が一層鮮明となる見込みです。出生数の低迷だけでなく、平均寿命の延伸などの社会的背景も相まって、少子高齢化は年々進むものと考えられます。

■ 年齢構成（3区分）人口構成比の推移と推計



資料/国勢調査

■ 年齢5歳階級別人口構成



資料/国勢調査

2.5 土地利用

本市の 2019（令和元）年における土地利用の地目別構成比を見ると、畑が 19.4%と最も多く、森林（16.4%）と田（9.4%）を合わせて全体の約 45%を占めています。しかしながら、2011（平成 23）年と比べると、田や畑は微減傾向にある一方で道路や住宅地などは微増しており、都市的な土地利用が進行しています。

■ 土地利用の状況

地目別	2011 年		2019 年	
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
田	2,590	9.9	2,470	9.4
畑	5,280	20.2	5,090	19.4
森林	4,305	16.5	4,286	16.4
原野等	0	-	0	-
水面・河川・水路	1,646	6.3	1,647	6.3
小計	13,821	52.9	13,495	51.5
道路	2,345	9.0	2,456	9.4
住宅地	3,398	13.0	3,532	13.5
工業用地	801	3.1	827	3.2
その他の宅地	1,715	6.6	1,790	6.8
その他	4,065	15.6	4,090	15.6
小計	12,324	47.1	12,695	48.5
計	26,135	100	26,186	100

資料/土地に関する統計年報（愛知県）

2.6 産業・経済

本市の産業は、全国有数の産出額を誇る農業、輸入自動車の取扱高が日本一の三河港を拠点とする物流業、自動車をはじめ電機、化学、食料品など多岐にわたる業種が集積する工業、個人事業主から大規模店舗まで大小さまざまな事業者が形成する魅力的な商業・サービス業といったように、多様性に富んだ産業構造となっています。

2017（平成 29）年の総生産額は 1 兆 6,161 億円で、2011（平成 23）年と比較すると 10%程度増加しています。内訳を見ると、第一次産業が 31 億円増加、第二次産業が 1,487 億円増加、第三次産業が 149 億円増加となっています。

農業については、従事者の高齢化や後継者不足などから廃業する農家が増加しており、農家人口、総農家数ともに減少しています。

■ 産業別 15 歳以上就業者数（2015（平成 27）年）

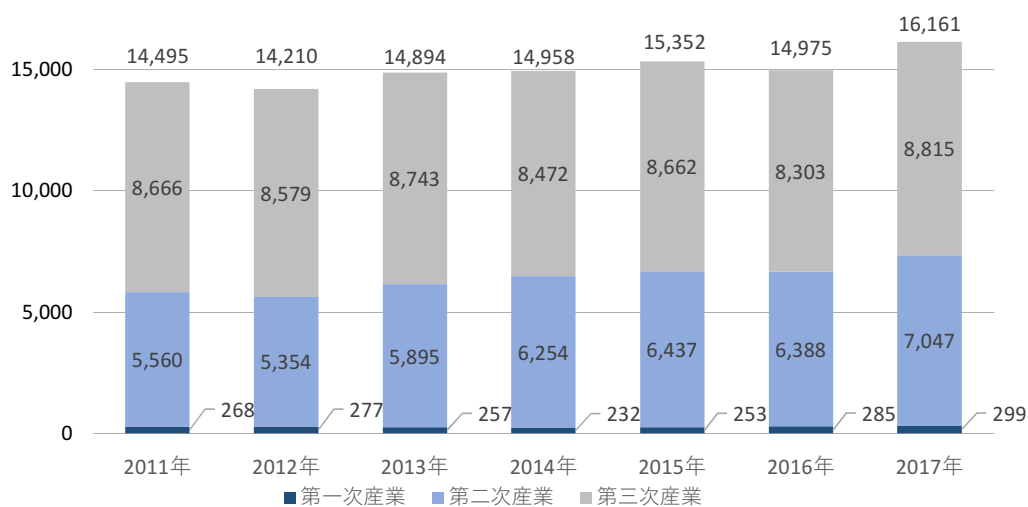
産 業 別	就業者数(人)	構成比(%)
1 次産業	10,255	5.4
農業、林業	10,178	5.4
漁業	77	0.0
2 次産業	64,608	34.1
製造業	50,640	26.7
建設業	13,899	7.3
その他	69	0.0
3 次産業	107,631	56.8
卸売業、小売業	28,035	14.8
サービス業	79,596	42.0
医療、福祉	18,924	10.0
宿泊業、飲食サービス業	10,359	5.5
運輸業、郵便業	8,754	4.6
教育、学習支援業	7,391	3.9
その他	34,168	18.0
分類不能の産業	6,837	3.6
合計	189,311	100

資料/国勢調査

■ 産業分類別総生産額

(億円)

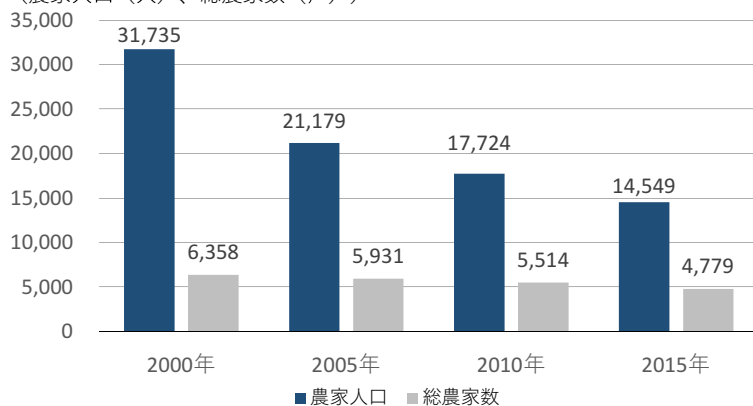
20,000



資料/あいちの市町村所得統計表（愛知県）

■ 農家人口・総農家数

(農家人口(人)、総農家数(戸))



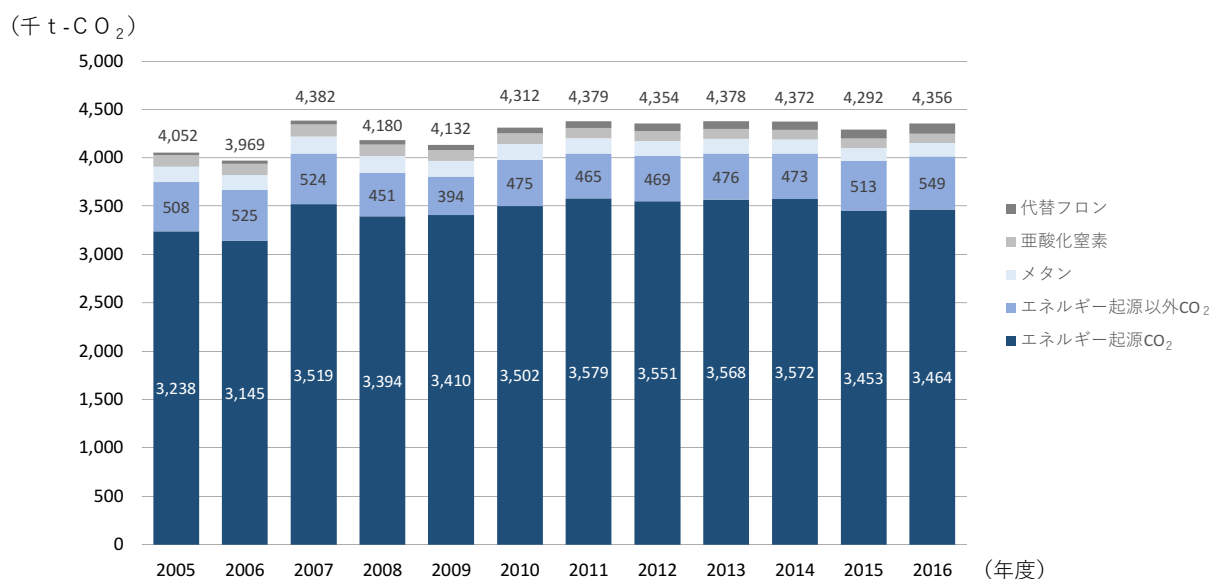
資料/豊橋市統計書

2.7 地球温暖化

○温室効果ガス排出量

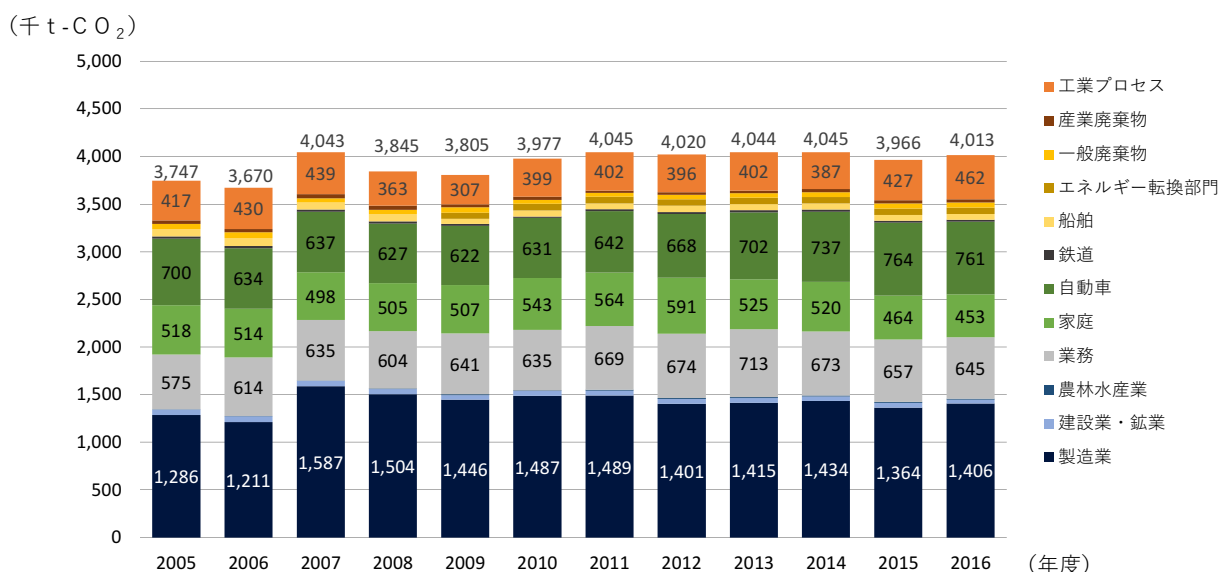
2016（平成 28）年度の温室効果ガス排出量は、4,356 千 t-CO₂ となっています。また、CO₂ の排出量だけで見ると、2016（平成 28）年度の排出量は 4,013 千 t-CO₂ であり、全体の約 92%を占めています。部門・分野別に見ると製造業の割合が最も高く、次いで自動車、業務と続きます。ここ数年は各部門・分野で傾向や数値に大きな変動はありません。

■ 温室効果ガス排出量の推移（2005（平成 17）年度～2016（平成 28）年度）（ガス種類別）



資料/再生可能エネルギーのまち推進課まとめ

■ CO₂ 排出量の推移（2005（平成 17）年度～2016（平成 28）年度）（部門・分野別）



* 環境省公表の温室効果ガス排出量の算定マニュアル（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル）をもとに県別のエネルギー消費統計などから算出しました。

資料/再生可能エネルギーのまち推進課まとめ

○交 通

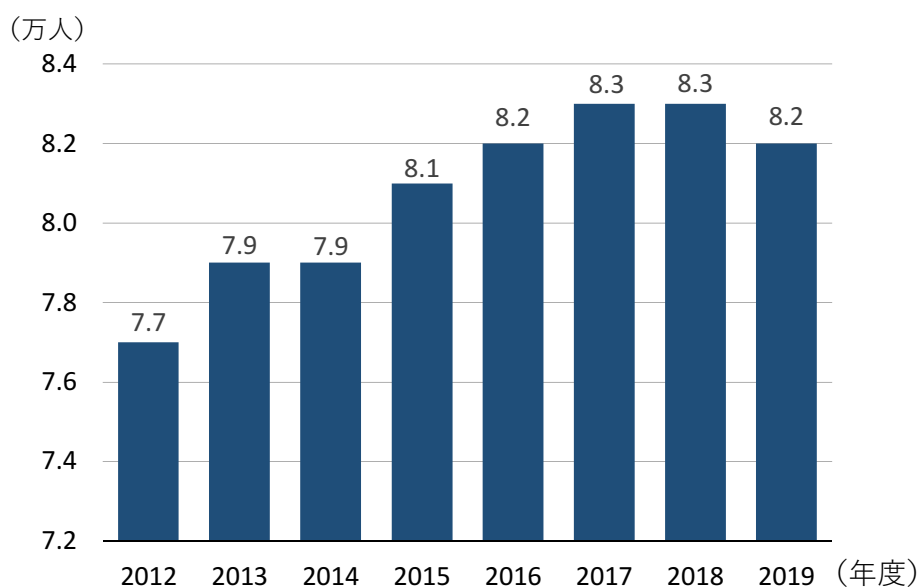
東三河の玄関口である豊橋駅には、新幹線をはじめ 3 社 6 路線の鉄道などが乗り入れています。特に、豊橋駅から市東部を通る路面電車は、市民の足としてだけでなく、まちのシンボルとして「市電」の愛称で親しまれています。

市内の道路網は、都市部を中心に放射環状型に広がる一方、中心部を国道 1 号や国道 23 号、国道 259 号などの幹線道路が通過し、市外へとつながっています。

市民の交通手段別の利用割合は、依然として自家用車が高く、公共交通が低い状況です。

1 日当たりの公共交通利用者数は 2019(令和元)年度で約 8 万 2,000 人であり、エコモビリティライフの推進などにより、近年はやや増加傾向にあります。

■ 1 日当たりの公共交通利用者数

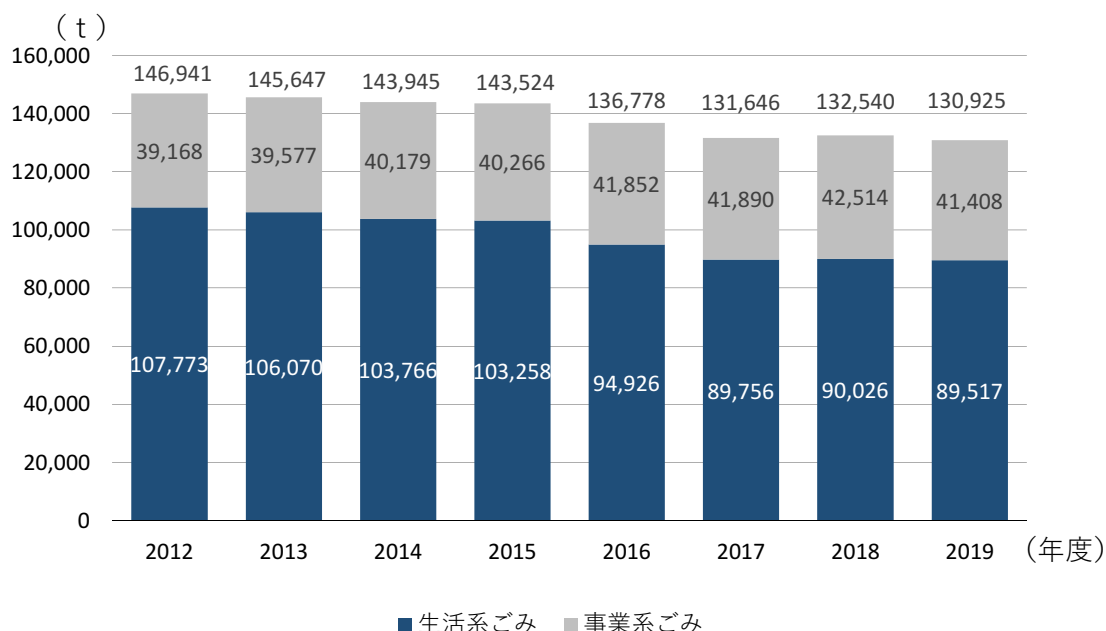


資料/都市交通課まとめ

2.8 資源循環

2019（令和元）年度のごみ排出量（速報値）は、生活系ごみが89,517t、事業系ごみが41,408t、合計130,925tでした。家庭から出るごみの排出量は減少傾向にあります。

■ ごみ排出量の推移



* 2019年度の値は、本市計算による速報値

資料/環境省一般廃棄物処理事業実態調査

2.9 歴史・文化

本市には2019（令和元）年度末時点で、国指定の文化財が22件、県指定の文化財が16件、市指定の文化財が83件、国登録文化財が9件（22棟）あります。

■ 市内の主な文化財（民俗文化財、史跡、天然記念物）

国指定重要無形民俗文化財	県指定有形民俗文化財	市指定有形民俗文化財	市指定無形民俗文化財
豊橋神明社の鬼祭	二川宿本陣宿帳	吉田中安全秋葉山常夜燈	梶本八幡社の綱火 飽海人形浄瑠璃 牟呂八幡宮の神事相撲を中心とした神幸祭
国指定史跡	県指定史跡	市指定史跡	
瓜郷遺跡 嵩山蛇穴 馬越長火塚古墳群	前芝の燈明台 権現山古墳	神山古墳 萬福寺古墳 一里山の一里塚 松葉塚、附標石1基	宮西古墳 二川宿本陣 嵩山一里塚(西塚) 苗畑5号窯跡
国指定天然記念物	県指定天然記念物	市指定天然記念物	
石巻山石灰岩地植物群落	お葉つきイチョウ 高師小僧 葦毛湿原	玉泉寺のナギ 春日神社のマキ 普門寺の大スギ	長楽のヒノキ ナガバノイシモチソウ自生地 野依八幡社のシダレザクラ

第3章 計画の目指すもの

3.1 計画の構成

基本理念

環境基本条例を踏まえた、計画期間 10 年間の環境の保全に関する本市の基本となる考え方
ともに変わろう 地球と私たちの未来のために

環境像

基本理念に従い、本市が目指す将来の環境の姿

豊かな自然と人がはぐくみ 次世代につなぐ「環境先進都市 とよはし」

■ めざすまちの姿

- 【環境】自然の恵みを受けながら健康に暮らせる持続可能なまち
- 【経済】地域で価値が生まれ循環する自立可能なまち
- 【社会】次世代のために変革と行動をするまち

環境目標

基本理念及び環境像の実現を図るため、環境基本条例第 7 条に規定する基本方針や国・県の環境基本計画を受け、環境の側面ごとに定める目標

定量目標

環境目標に対する取組目標で市域全域の環境が目標にどう近づいているのかを計る項目

指標

環境目標の達成に向けた状態を表す指標

環境目標Ⅰ.

低炭素で持続可能な地域をつくる

【気候変動対策】

基本施策 ※1

個別施策 ※2

環境目標Ⅱ.

豊かな自然を守り育てる

【生物多様性・自然共生】

基本施策 ※1

個別施策 ※2

環境目標Ⅲ.

効果的・効率的に資源を循環する

【資源循環】

基本施策 ※1

個別施策 ※2

環境目標Ⅳ.

健全で快適な暮らしを確保する

【生活環境保全】

基本施策 ※1

個別施策 ※2

環境目標Ⅴ.

環境共生の価値観と知恵をはぐくみ、行動する

【環境学習・行動】

基本施策 ※1

個別施策 ※2

分野を横断した環境・経済・社会の統合的なアプローチ、多様なパートナーシップの強化により推進する取組

重点取組

1. 再生可能エネルギー利用 100%のまちづくり
2. みんなでつなげる生態系ネットワークづくり
3. 食品ロス対策
4. プラスチックごみ対策
5. 環境政策と福祉政策の連携

- ※1 環境目標を達成するための基本となる施策で、各環境目標達成のための個別施策を実施するに当たり、総合的な推進を図るため、各施策を環境課題ごとに体系化し、その上位施策として位置づけたもの
- ※2 環境目標を達成するための具体的な施策で、基本施策を構成する下位施策として位置づけたもの

3.2 基本理念

ともに変わろう 地球と私たちの未来のために

「ともに変わろう」

本市においては、「誰一人取り残さない」という考えのもと、17のゴールと169のターゲットで構成するSDGs（持続可能な開発目標）に向け取組を進めていますが、持続可能な社会を実現するためには、市民・事業者・行政が連携するとともに、変わっていく必要があります。

以上のことから、「ともに変わろう」と表現しました。

「地球と私たちの未来のために」

国内外の状況を見ると、気候変動、プラスチックによる海洋汚染など地球規模の問題が深刻化するとともに、生物多様性の保全のような地域区分ごとの課題や食品ロス対策のような身近な課題も発生しています。

これらの問題や課題は、私たちの暮らしや事業活動と深く関係しており、将来に向けて、私たち一人ひとりがこれまでの生活を見直す必要があります。

以上のことから、「地球と私たちの未来のために」と表現しました。

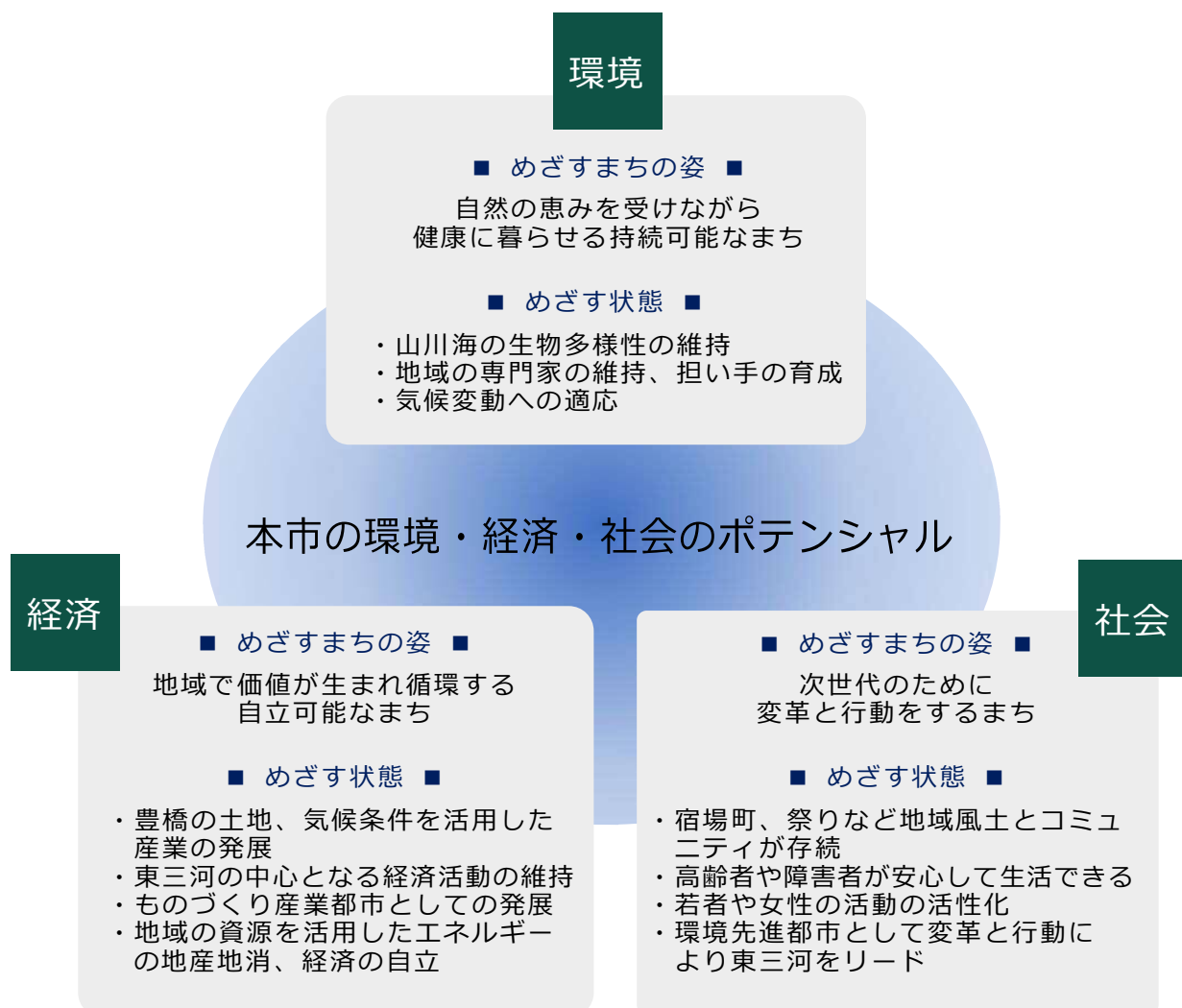
3.3 環境像

複雑かつ多岐にわたる環境課題を抱え変革し続ける社会において、これからの本市の環境を考えるにあたっては、SDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた環境・経済・社会の統合的向上やあらゆる主体による取組の考え方は大きな道筋となるものです。

本市の持つ、多様な自然環境や人などの資源・活動といったポテンシャルを十分にいかしながら、地域の環境・経済・社会の統合的な向上が図られることで、環境先進都市として地域の自立や一人ひとりの変革と行動が進んでいる持続可能なまちの実現を目指します。

豊かな自然と人がはぐくみ 次世代につなぐ「環境先進都市 とよはし」

この環境像に基づき、環境の新たな価値創造と人々の環境行動のさらなる変容につなげ、本市の恵み豊かな環境をかけがえのないものとして次世代に継承していきます。



SDGs の理念：誰一人として取り残さない社会の実現

地域循環共生圏とは

「地域循環共生圏」とは、地域でのSDGsの実践を目指すもので、各地域が足元にある美しい自然景観や人材、資金等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

地域ごとに特性をいかした強みは異なります。広域的に見れば、都市は人材や資金を地方にもたらし、農山漁村は豊富な自然の恵みとしての食料・水・木材などの資源や自然エネルギーを都市にもたらします。

地域で見過ごされがちである資源を再認識し、活用し、価値を見い出していくこと、地域内資源を融通し合うネットワークをつくっていくことが、地域における環境・経済・社会の統合的向上に向けた第一歩となります。

■本市における地域資源を活用した事業例



SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

SDGsとは

SDGsとは、2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030（令和12）年までの国際目標です。17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人として取り残さない社会の実現」を基本理念に掲げ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

国の「第五次環境基本計画」（2018（平成30）年4月閣議決定）においても、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連しており、複雑化してきているとした上で、地球規模の環境の危機を踏まえ、その解決に向かうためには、「SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要」としており、環境分野の大きな原則としてSDGsの考え方が組み込まれています。



出典：国際連合広報センター

「持続可能な豊橋」の推進

本市は、2019（令和元）年に「SDGs未来都市」に選定されました。インドネシアでの水道技術支援やボルネオ島での野生動物保全活動などの国際貢献に資する取組のほか、バイオマス利活用センターの整備による地球温暖化防止や循環型社会の形成など多くの施策にSDGsの理念を取り入れ、行政課題の解決や地域活性化に取り組んでいます。

3.4 環境像を達成するための方針と環境目標

本計画においては、SDGs の視点や地域循環共生圏の考え方を踏まえつつ、基本理念をもとに環境像の実現に向けて、環境について固有の分野及びその基盤となる分野に対する5つの環境目標を設定し、取組を進めていきます。

固有の分野

I.低炭素で持続可能な地域をつくる【気候変動対策】

市民や事業者と一体となって低炭素型の暮らし・ライフスタイルやまちづくりを推進するほか、気候変動の影響への対策としての適応策を推進し、低炭素で持続可能なまちを目指します。

II.豊かな自然を守り育てる【生物多様性・自然共生】

多様な自然環境や生きものの保全を進めるとともに、生物多様性がもたらす自然の恵みを有効活用することで、豊かな自然と人が共生するまちを目指します。

III.効果的・効率的に資源を循環する【資源循環】

市民や事業者と協働して、3Rをより一層進めるとともに、環境負荷の少ない廃棄物処理を進めることにより、効果的で効率的に資源を循環するまちを目指します。

IV.健全で快適な暮らしを確保する【生活環境保全】

大気や水環境などの改善のほか、環境美化活動や周辺環境と調和したまち並み景観の形成などにより、ゆとりとうるおいのある生活空間を創出し、心身ともに健全で快適に暮らせるまちを目指します。

基盤となる分野

V.環境共生の価値観と知恵をはぐくみ、行動する【環境学習・行動】

地域の環境や歴史・文化について学ぶ機会を提供することで、新たな担い手を育成するとともに、市民や事業者と協働して環境保全活動を実践することで、環境に優しいライフスタイルが定着したまちを目指します。

第4章 目標の達成に向けた施策・重点取組

4.1 分野別環境施策

環境目標	基本施策	定量目標及び指標
環境目標Ⅰ． 低炭素で持続可能な地域をつくる 【気候変動対策】	Ⅰ-1.低炭素型の暮らし・まちづくり Ⅰ-2.再生可能エネルギーの利用促進 Ⅰ-3.気候変動への適応	【定量目標】 ○温室効果ガス総排出量（削減率） 【指標】 ○再生可能エネルギー施設の設置容量 ○エコファミリーの登録件数
環境目標Ⅱ． 豊かな自然を守り育てる 【生物多様性・自然共生】	Ⅱ-1.生物多様性の保全 Ⅱ-2.自然の恵みの持続的な享受 Ⅱ-3.生物多様性を支えるしくみづくり	【定量目標】 ○市内の生物多様性チェックリストの項目達成率 【指標】 ○豊橋の自然に愛着や関心がある人の割合 ○自然環境関連イベント等への参加者数
環境目標Ⅲ． 効果的・効率的に資源を循環する 【資源循環】	Ⅲ-1.ごみ減量の推進 Ⅲ-2.リサイクルの推進 Ⅲ-3.廃棄物の適正・安定的な処理の推進	【定量目標】 ○市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 【指標】 ○リサイクル率 ○最終処分量
環境目標Ⅳ． 健全で快適な暮らしを確保する 【生活環境保全】	Ⅳ-1.大気・水環境等の保全 Ⅳ-2.水資源の保全 Ⅳ-3.美しく暮らしやすいまちづくり	【定量目標】 ○大気等環境基準の達成率 【指標】 ○美化活動（530運動実践活動）の参加者数 ○身近な生活環境保全への市民の満足度
環境目標Ⅴ． 環境共生の価値観と知恵をはぐくみ、行動する 【環境学習・行動】	Ⅴ-1.環境に関する教育・啓発の推進 Ⅴ-2.環境保全活動の推進 Ⅴ-3.環境情報の収集・発信	【定量目標】 ○環境保全活動に取り組んでいる人の割合 【指標】 ○環境学習で学んだ人数（環境学習出前講座や学習イベント等への参加人数） ○環境情報の提供数

低炭素で持続可能な地域をつくる

【気候変動対策】



現状と課題

現 状

- 地球温暖化が進行し、大雨・高温などの異常気象や自然災害の増加など気候変動による影響が現れはじめています。本市は、2015（平成 27）年に採択されたパリ協定の目標達成に貢献するため、2018（平成 30）年 10 月、全国で 10 番目に「世界首長誓約／日本」に誓約しました。
- 本市の温室効果ガス排出量は 4,356 千 t-CO₂（2016（平成 28）年度）で、産業構造などの特性により、製造業からの排出割合が最も高く、次いで自動車からの排出割合が高くなっています。

課 題

- 市民・事業者との連携によるエネルギーの地産地消を推進し、温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。
- 温室効果ガスの排出低減のための「緩和策」と同時に、既に現れつつある気候変動による影響への「適応策」を推進する必要があります。

環境目標の方向性

市民や事業者と一体となって低炭素型の暮らし・ライフスタイルやまちづくりを推進するほか、気候変動の影響への対策としての適応策を推進し、低炭素で持続可能なまちを目指します。

定量目標

温室効果ガス総排出量
（2013 年度比削減率）



1.4%（増加）
（2015 年度）

26%削減
（2030 年度）

指標

項 目	現状値 (2019 年度)	目標 (2030 年度)
再生可能エネルギー施設の設置容量	243,153kw	657,900kw
エコファミリーの登録件数	16,604 件	29,800 件

基本施策・個別施策と取組内容

1. 低炭素型の暮らし・まちづくり

(1) 低炭素型の暮らし・ライフスタイルや事業活動の推進

- ① とよはし版クールチョイスのさらなる展開など、節電・省エネ行動を促進します。
- ② 家庭・事業所などにおける省エネ性能が高い機器・設備などの導入を促進します。
- ③ 低炭素住宅・建築物やZ E B・Z E Hの普及を促進します。



路面電車

(2) 環境に配慮した移動の推進

- ① 鉄道や路面電車、路線バスなど、公共交通の利便性を向上させます。
- ② 快適で安全な自転車の活用を推進します。
- ③ 次世代自動車購入助成や充電設備整備などにより、自動車の賢い使い方への転換を促します。

(3) 低炭素型まちづくりの推進

- ① 「歩いて暮らせるまち区域」への居住誘導など、集約型都市構造の形成に向けた都市づくりを推進します。
- ② 住宅・事業所の敷地内緑化をはじめとしたまちなか緑化を推進します。
- ③ 市内の森林を健全な状態にするための除間伐を推進します。

「歩いて暮らせるまち区域」とは？

人口減少や超高齢社会に対応するため、中心市街地や主要な鉄道駅周辺等の拠点に都市機能を集約し、それらの拠点や公共交通沿線などに居住を誘導するまとまりのある都市構造（「集約型都市構造」）の形成が求められています。

本市では「豊橋市立地適正化計画」に基づく「歩いて暮らせるまち区域」を独自に設定し、公共交通や自転車などの利用促進により、過度に自家用車に頼らなくても歩いて便利に生活できる、環境に優しいまちづくりを進めています。



目指すまちのイメージ

2. 再生可能エネルギーの利用促進

(1) 市の率先した再生可能エネルギーの導入

- ① 市の保有する施設などにおける太陽光発電システムの導入を推進します。
- ② 災害時にも活用可能な自立分散型エネルギーシステムの構築に取り組めます。



E-じゃん発電所

(2) 地域新電力事業の推進

- ① 市域におけるエネルギーの地産地消に向けた地域新電力事業を推進します。
- ② 市の保有する施設などにおける「再生可能エネルギー利用100%」を推進します。

(3) 家庭及び事業者における再生可能エネルギーの導入促進

- ① 太陽光発電やバイオマス発電など、再生可能エネルギーの積極的な導入と普及啓発を推進します。
- ② 再生可能エネルギー発電設備の設置においては、地域の自然環境や景観が損なわれないように配慮します。

3. 気候変動への適応

(1) 気候変動の影響や適応策の普及啓発

- ① 気候変動による影響とその適応策についての情報提供や啓発を推進します。

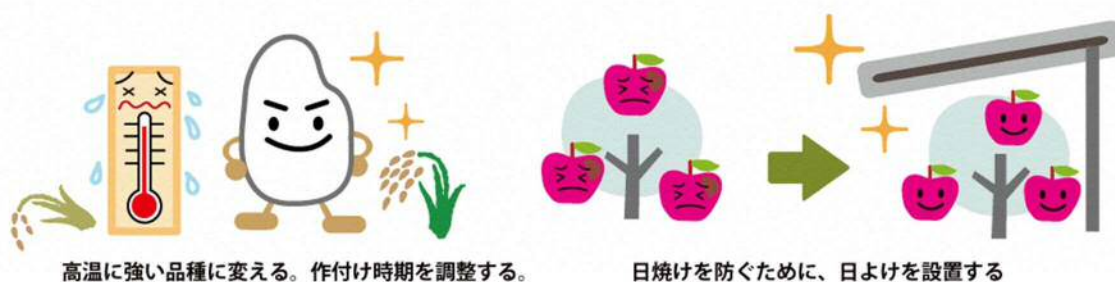
(2) 気候変動適応策の推進

- ① 自然災害や熱中症への対策など、関係者との連携により気候変動の影響に対する適応策を検討・推進します。

気候変動への適応とは？

最近、集中豪雨が増えた、台風が強くなった、熱帯夜が増えた、作物がうまく育たない、などと実感する人も多いのではないのでしょうか。このような気候変動の影響が全国各地で現れています。どれだけ温室効果ガスの削減（気候変動の「緩和」）に取り組んだとしても、温暖化は避けられないと言われており、既に起こりつつある気候変動の影響への「適応」について、私たち一人ひとりが理解を深め、行動していくことが求められています。

●食を守るための「適応」の例



出典：気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

環境・経済・社会面での効果

環境	経済	社会
- 再生可能エネルギー関連事業などにより温室効果ガスの排出量が削減され、温暖化による生態系への影響が緩和される。 - クリーンなエネルギーが地域で積極的に利用されることにより、自動車などによる大気汚染が低減される。	- 省エネルギーや再生可能エネルギーの促進により、公共施設などの光熱費削減が期待できる。 - エネルギー費用が地域内に保たれることにより、地域雇用の創出や経済効果が期待できる。	- 自立分散型エネルギーの普及が進むことにより、災害時の非常用電源確保など災害に強いまちづくりが進む。 - 車に頼らない移動が進むことにより、健康増進につながることが期待できる。

豊かな自然を守り育てる

【生物多様性・自然共生】



この環境目標は、本市の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関するものであり、生物多様性基本法第 13 条に規定する「豊橋市生物多様性地域戦略」として位置づけます。

現状と課題

現 状

- 本市には、石巻山を含む弓張山地、三河山間部を源流とする豊川、遠浅で干潟の広がる三河湾、太平洋に面する表浜海岸などさまざまな自然があり、それぞれの環境特性に応じて多様な生態系や景観が形成されています。
- 市民や活動団体などとの協働により、葦毛湿原の植生回復や汐川干潟の保全、表浜海岸でのアカウミガメの保護調査活動などに取り組んでいます。
- 市民団体による保全活動や観察会が開催され、豊橋総合動植物公園では、生きものや地域の自然について理解を深めることができます。

課 題

- 住宅などの開発だけでなく、私たちの暮らしの変化や、外来生物の侵入、気候の変化などさまざまな要因で、自然環境の変化や生物多様性の劣化が進行しているため、早急に対策する必要があります。
- 分布地や個体数が限定的な希少種はもちろん、すべての種において、生息・生育の域内・域外を問わず保護する必要があります。また、外来生物は継続的な把握と早期に対策する必要があります。
- 市内の自然環境や生きものの生息状況など基礎的な情報を収集し、環境の変化を継続的に把握していく必要があります。
- 観察会など環境学習の機会を支えている活動団体メンバーの高齢化が進んでおり、新たな担い手を確保する必要があります。

環境目標の方向性

多様な自然環境や生きものの保全を進めるとともに、生物多様性がもたらす自然の恵みを有効活用することで、豊かな自然と人が共生するまちを目指します。

定量目標

市内の生物多様性チェックリストの項目達成率



100%
(2020 年度)

100%
(2030 年度)

指標

項 目	現状値	目標 (2030 年度)
豊橋の自然に愛着や 関心がある人の割合	61.2% (2020 年度)	70.0%
自然環境関連イベン ト等への参加者数	1,804 人 (2019 年度)	2,200 人

定量目標「市内の生物多様性チェックリストの項目達成率」のチェックリスト項目

分 類 群	チェックリストの項目	チェックする内容
鳥 類	鳥 類 の 確 認 種 数	基準年度（2020 年度）から 種数が維持されていること ※1
魚 類	メダカの生息確認	対象水域でメダカ（在来種）の生息が確 認されていること
は 虫 類	アカウミガメの 産 卵 成 功 率 (産卵個体数/上陸個体数)	基準年度（2020 年度）から 産卵成功率が維持されていること ※1
昆 虫 類	トンボの確認種数	基準年度（2021 年度※2）から 対象池に生息するトンボの種数が維持 されていること ※1
	ヒメヒカゲの生息確認	葦毛湿原でヒメヒカゲが確認されてい ること
植 物	対 象 希 少 植 物 の 分 布 種 数	市内で対象 36 種※3 の分布が維持され ていること
	葦 毛 湿 原 内 の 希 少 植 物 種 の 開 花 確 認	葦毛湿原で希少植物種の開花が確認さ れていること
	ナガバノイシモチソウ の自生個体数・開花数	基準年度（2020 年度）から 自生個体数・開花数が維持されてい ること ※1
重 要 な ハビタット	葦 毛 湿 原 の 総 面 積	葦毛湿原において 3.2ha の面積が維持 されていること

※1 基準年度及び現状の数値は、当該年度を含む過去3年度分の平均値を基本とする。また、自然現象や
気象等による諸影響を考慮し、マイナス5%までの損失は許容することとする。

※2 2021 年度に基準年度の種数を確認する調査を実施予定

※3 「レッドデータブックあいち 2020」に掲載された絶滅危惧種等より選定（IA 類 9 種、IB 類 15 種、
II 類 10 種、その他 2 種）

基本施策・個別施策と取組内容

1. 生物多様性の保全

(1) 地域の特性に応じた生きものの生息・生育環境の保全

- ① 市内のさまざまな地域ごとに形成された、生きものが生息・生育する生態系の保全を推進します。
- ② 絶滅危惧種など希少種の域内・域外保全のための保護活動や調査研究を推進します。
- ③ 県や周辺自治体と連携しながら野生鳥獣の適正な保護・管理を進め、適切な関係を構築します。

(2) 外来生物対策の推進

- ① 外来生物対策について市民や事業者などの理解促進・普及啓発を推進します。
- ② 地域の生態系や農作物などに大きな被害を与える特定外来生物について、専門家などと連携し、生息・生育状況の把握と防除を推進します。

特定外来生物の
ヌートリア



2. 自然の恵みの持続的な享受

(1) 森林からの恵みの享受

- ① 広域連携により、奥三河の水源林の保全活動を推進します。
- ② 森林環境譲与税の活用などにより、手入れの行き届かない人工林の整備及び森林・林業への理解促進につながる木材利用を推進します。

- ③ 農産物の地産地消の取組を進めるとともに、市民ふれあい農園などにおける農とのふれあいの場や機会の創出などにより、農業への知識や理解を促進します。



市民ふれあい農園

(2) 農地からの恵みの享受

- ① 耕作放棄地の解消及び発生防止につながる取組を支援することで、自然の恵みをもたらす農地の保全及び利用を推進します。
- ② 農薬の適正利用や環境に優しい農業用資材の普及促進、エコファーマーの活動推進などにより、環境保全型農業を推進します。

(3) 川・池・海からの恵みの享受

- ① 生態系に配慮した水辺環境の適切な維持管理と保全を推進します。
- ② プラスチックごみによる海洋汚染防止への積極的な取組を推進します。
- ③ 本市水産業の振興に寄与する貴重な水産資源の保護再生の取組を推進します。

3. 生物多様性を支えるしくみづくり

(1) 市民・事業者・行政の協働体制の構築

- ① 「豊橋市生態系ネットワークづくり懇話会」を機能強化し、さまざまな主体・関係者における自然環境や生態系に関する情報共有と多様な連携を促進します。

(2) 生きものの継続的モニタリングの実施

- ① 専門家や地域の団体、県などと連携し、生きものの継続的なモニタリングや情報収集を推進します。

環境・経済・社会面での効果

環 境	経 済	社 会
・ 生物多様性の保全を推進することにより、次世代への自然資源の継承と温室効果ガスの吸収源対策につながる。 ・ 農産物の地産地消の推進により、運輸部門の温室効果ガス削減につながる。	・ 地産地消が推進されることにより、農林漁業の活性化が期待できる。 ・ 地域の自然資源を観光資源として活用することで、経済効果につながる。	・ グリーンインフラなどにより、渇水対策や土砂災害・洪水などの被害軽減が期待できる。 ・ 身近な自然環境を活用した散策などにより、多様な世代の健康増進につながる。

生物多様性とは

生きものは40億年という長い年月をかけて進化した結果、3,000万種ともいわれる個性を獲得し、いろいろな個性がつながりあい、支えあって生きています。この生きものたちの豊かな「個性」と「つながり」を生物多様性といいます。生物多様性は、地域特有の自然環境をつくり出し、私たちに自然の恵みをもたらしてきました。

生物多様性が豊かであるためには、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性の3つのスケールで多様性が維持されることが大切だとされています。



生態系の多様性

さまざまな形の自然があること

森林、里地里山、河川、湿原、干潟などさまざまなタイプの自然があることで、生きものが豊かになり、またそこでしか生きていけない生きものが育まれます。



種の多様性

たくさんの生きものがいること

動植物から細菌などの微生物に至るまで、さまざまな生きものが関わり合いながらバランスをとって生きています。



遺伝子の多様性

個性豊かな生きものがいること

同じ種でもいろいろな個性（遺伝子）があることで、農作物の地域品種が生まれたり、病気による全滅を避けたりすることができます。

生物多様性に迫る危機

地球上の生物多様性は4つの危機にさらされていると言われています。この危機は主に人間活動の負の影響によると考えられます。

第1の危機

開発など人間活動による危機

開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少 など

第3の危機

人間により持ち込まれたものによる危機

外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱 など

第2の危機

自然に対する働きかけの縮小による危機

里山の手入れ不足による自然の質の低下 など

第4の危機

地球環境の変化による危機

地球温暖化による生きものの消失及び侵入や分布拡大 など

生物多様性の恩恵

生物多様性は目に見えにくく、普段の生活の中では気づきにくいことですが、私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生きものが関わり合う生態系から得ることのできる恵み（生態系サービス）によって支えられています。

本市の丘陵地の里地里山や、市街地に残るため池、市南部に広がる農地などは、私たちの暮らしと深く関わってできた生態系で、多様な動植物を育くむだけでなく、私たちの暮らしにたくさんの恵みをもたらしています。

私たちがこれからも自然の恵みを享受していくためには、生物多様性が豊かであり続けるようにさまざまな取組を進めていくことが大切であり、何気ない自らの行動も地域の生物多様性につながっています。

< 4つの生態系サービス >

暮らしの基礎

生きものの遺伝的情報、機能や形態は、食料をはじめ、医薬品や紙製品などにも利用されています。



自然に守られる私たちの暮らし

豊かな森林や河川の保全は安全な水の確保や、山地災害の軽減、土壌流出防止など、私たちが安心して暮らせる環境の確保につながります。



生きものがうみだす大気

植物が酸素をうみ、森林が水循環のバランスを整えるなど、生命の生存基盤は多くの生きものの営みによって支えられています。

自然が育くむ多様な文化

海に囲まれ、南北に長い国土と季節の変化に富む日本では、地域ごとに異なる自然と一体になって地域色豊かな伝統文化が育まれてきました。

エリア別環境目標

生物多様性地域戦略の対象となる地域は本市全域です。また、地理や動植物の分布状況から大きく6つのエリアに分け、それぞれのエリアごとに目標を定めます。



① 東部丘陵地域

－弓張山地とその麓の農地や住宅地が広がる地域－

■ エリアの特徴

- まとまりのある森林地域
- 大きな割合を占めるスギ・ヒノキ植林
- 石巻山周辺に分布する石灰岩地や洞窟特有の動植物
- 山麓に広がる湿性植物など希少な動植物の宝庫である葦毛湿原や、人の関わりにより成立した里地里山

■ 主な課題・リスク

- 手入れ不足による人工林や里山林の荒廃と森林機能の低下
- 野生動物の増加による農作物や生態系への影響
- 植生遷移による湿原の縮小
- 希少植物の盗掘や踏み荒らし、園芸種の持ち込み
- 土石等採掘のための山地開発
- ため池の利用形態の変化や外来生物の侵入などに伴う動植物種の減少
- 太陽光発電施設設置等の開発による土地改変や生態系などへの影響



■ エリア目標

- ・ 森林、湿原、ため池など多様な自然が積極的に管理・保全されることで、多様な動植物が生息・生育しているエリアにします。
- ・ 森林資源の供給地や市民の自然学習・体験のフィールドとして活用されているエリアにします。



葦毛湿原

葦毛湿原は、弓張山地の標高 60～70mの緩やかな斜面に広がる湧水湿地で、東海地方特有の植物や南方系、北方系の植物が混在し、愛知県指定天然記念物となっています。

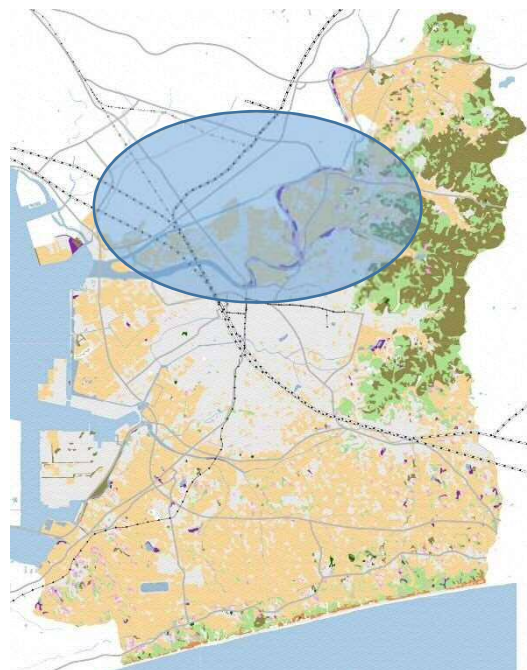
1988（昭和 63）年からは湿原の遷移を戻すため、遷移の進んだ植生を人為的に除去する小規模な回復実験をはじめ、徐々に規模を拡大した植生回復施策を行ってきました。これらの成果をもとに、2013（平成 25）年からは生物多様性の保全と健全な生態系の持続を目標に、保全生態学の成果と考古学の発掘調査の技術を採用した大規模な植生回復作業を行っています。

② 豊川沿川地域

－ 豊川を中心に牟呂用水から豊川放水路にかけて低地が広がる地域 －

■ エリアの特徴

- 水域に加えて、河畔林やヨシ原・オギ原など河川特有のハビタットが分布
- 動物の移動経路としても重要な役割を担っている河畔林
- 水鳥のえさ場となっている水田地域
- アユやウナギなど汽水～淡水域のさまざまな魚類が生息する水域
- 奥三河の森林と海をつなぐ役割を果たす豊川



■ 主な課題・リスク

- 河川改修や護岸工事によるハビタットの消失
- 橋梁などの横断工作物による河川の連続性の消失
- ヌートリアなど外来生物の侵入、分布拡大

■ エリア目標

・ 河畔林や砂礫河原など、河川の働きによってつくられる多様な環境が維持されており、豊かな動植物相や美しい河川景観が形成されたエリアにします。



豊川 下条橋付近 河畔林



豊川下流域 吉田大橋付近 護岸

③ 三河湾沿岸地域

－三河湾沿岸に広がる低地と干拓地、埋立造成地を含む地域－

■ エリアの特徴

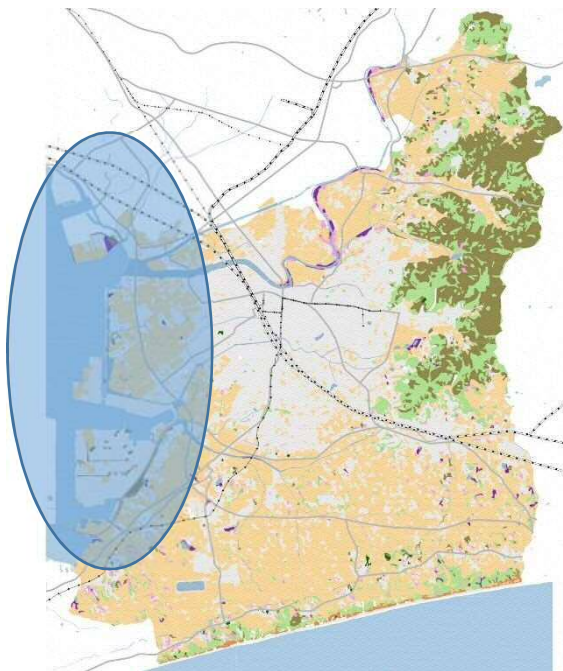
- 干潟、塩性湿地、汽水環境などの特有の環境が広がる河口や沿岸域
- 工場などが広がるが、水田地帯もある沿岸域
- 水鳥の生息地としての干潟
- アサリなどの二枚貝やゴカイ類の生息地であり、水質浄化機能も有する干潟
- イシダイやクルマエビなどの稚魚の保育場となる干潟・浅場

■ 主な課題・リスク

- 干潟の栄養塩バランス
- ヒガタアシやアルゼンチンアリなど特定外来生物の新たな侵入
- 気候変動に伴う干潟への影響
- 苦潮の発生
- 護岸工事やしゅんせつなどの開発と生態系保全の両立

■ エリア目標

- ・ シギ・チドリが訪れる豊潤な干潟が広がっており、潮干狩りや野鳥観察を楽しむことができるエリアにします。
- ・ 外来生物の侵入が水際で対策されており、地域の生態系への影響が最大限に抑えられ、人々も安心して生活・仕事をすることができるエリアにします。



汐川干潟



六条潟

④ 中心市街地域

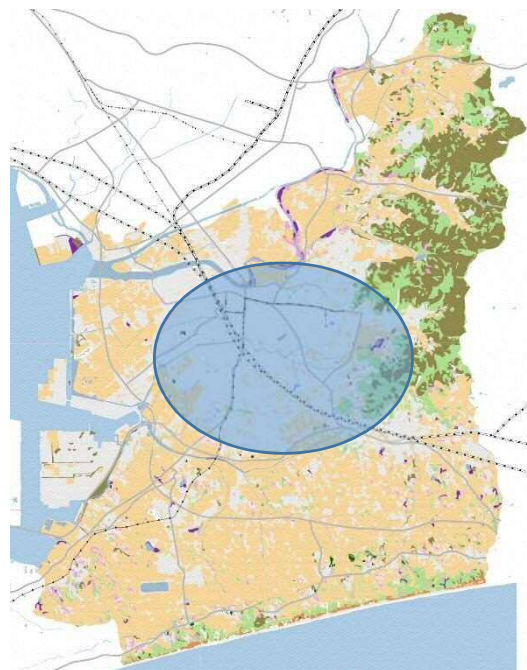
－高師原台地と豊川左岸の平野で、ほぼ市街地化された地域－

■ エリアの特徴

- 社寺林、ため池などに小規模の自然が残る市街化が進んだ地域
- 鳥類や昆虫類などの生息環境となる街路樹や公園樹木
- 貴重な自然が残されている長三池など

■ 主な課題・リスク

- ため池の利用形態の変化や外来生物の侵入などに伴う動植物種の減少
- 公園や社寺林等の下草刈りや落葉かきなどの管理による動植物相の変化
- 生きものの生息や移動空間としての水・緑の確保



■ エリア目標

- ・ まちなかに生きものの豊かな公園やため池が点在しており、市民が身近に自然にふれることができるエリアにします。



豊橋公園



幸公園・長三池

⑤ 南部田園地域

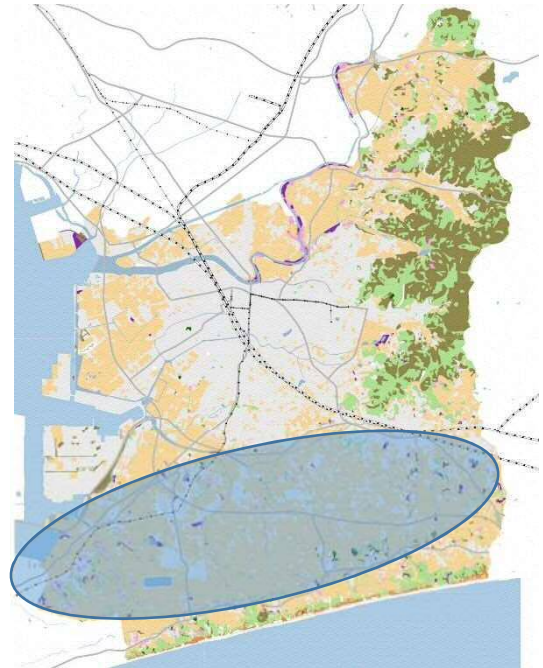
－ 梅田川以南の天伯原台地を中心に、三河湾付近の低地を含む地域 －

■ エリアの特徴

- 農耕地が広がる田園地域
- スポット的に貴重な自然が残っている真田神社、七股池、天伯湿地など

■ 主な課題・リスク

- 宅地化などに伴う農地の減少や状態悪化
- ため池の利用形態の変化や外来生物の侵入などに伴う動植物種の減少
- 外来生物による農作物被害
- 湿地の植生遷移の進行による湿性植物の衰退



■ エリア目標

- ・ 緑豊かな鎮守の森や鳥などの豊富なため池が点在する田園景観が広がり、農地では環境に配慮した農業が営まれているエリアにします。



天伯湿地



七股池

⑥ 表浜沿岸地域

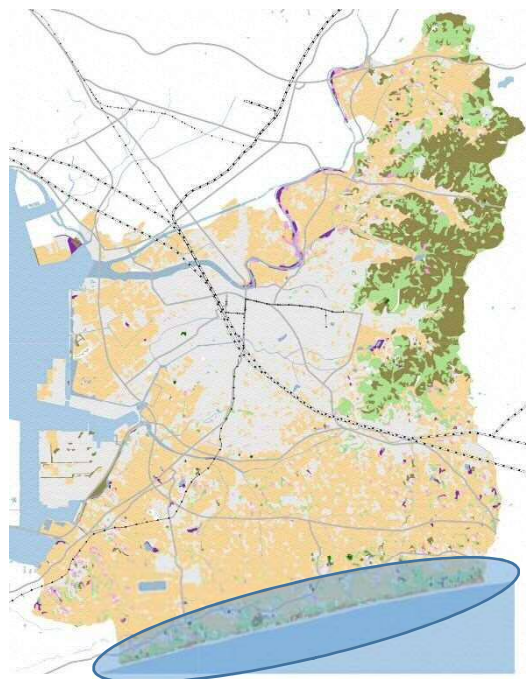
－遠州灘に面する砂浜と背後地の丘陵地を含む地域－

■ エリアの特徴

- 海岸特有の動植物が生息・生育
- 海浜植物や海岸林が分布
- アカウミガメが産卵
- サーフィンや釣りなどの利用

■ 主な課題・リスク

- 砂の供給不足による砂浜の縮小
- 車の乗り入れやたき火など砂浜の過剰利用による植生の破壊とアカウミガメの産卵の阻害
- 深夜の大音量の音や光によるアカウミガメの産卵の阻害



■ エリア目標

- ・ 利用と保全のバランスがうまく保たれ、砂浜から海岸林へと続く海岸の自然が維持されており、砂浜では毎年アカウミガメが産卵するエリアにします。



アカウミガメ



表浜海岸

広い砂浜と、背後にゆるやかな海食崖が続く表浜海岸は、昔から変わらず本市が誇るべき美しい海岸です。

広く静かな砂浜は、毎年、絶滅危惧種のアカウミガメの産卵の場となっており、アカウミガメの保護活動や自然観察会などが行われています。また、市民協働による表浜海岸の清掃活動が定期的に行われています。

波打ち際にはシギ・チドリ類が見られ、冬季の海上では海鳥の姿も見られます。砂浜にはヤマトマダラバッタや海浜植物など、海浜特有の動植物が生息しています。また、サーフィンや釣りを楽しむなど、人々の憩いの場にもなっています。

エリア別の主な事業一覧

1. 生物多様性の保全

個別施策	取組内容	主な事業	取組の主な対象エリア						
			東部丘陵地域	豊川沿川地域	三河湾沿岸地域	中心市街地	南部田園地域	表浜沿岸地域	
(1)地域の特性に応じた生きものの生息・生育環境の保全	①市内のさまざまな地域ごとに形成された、生きものが生息・生育する生態系の保全を推進します。	葦毛湿原やナガバノイシモチソウ自生地の植生回復など湿原保全活動	●			●			
		汐川干潟保全実践活動			●				
		表浜海岸への車両乗り入れ規制						●	
		ため池の適切な維持管理	●		●	●	●		
		環境に配慮した公園・街路樹の管理	●	●	●	●	●	●	
		天然記念物・巨木・名木の保全	●	●	●	●	●	●	
		太陽光発電施設など開発行為の事前確認	●	●	●	●	●	●	
	②絶滅危惧種など希少種の域内・域外保全のための保護活動や調査研究を推進します。	アカウミガメの実態調査						●	
		葦毛湿原やナガバノイシモチソウ自生地の植生回復など湿原保全活動(再掲)	●			●			
		地元生息種の調査・研究や地元希少種の域内・域外保全	●	●	●	●	●	●	
	③県や周辺自治体と連携しながら野生鳥獣の適正な保護・管理を進め、適切な関係を構築します。	鳥獣被害防止計画に基づく野生鳥獣の捕獲など農水産業の被害対策	●	●	●		●	●	
		野生鳥獣の情報収集	●	●				●	
(2)外来生物対策の推進	①外来生物について市民や事業者などの理解促進・普及啓発を推進します。	外来生物に関する啓発活動	●	●	●	●	●	●	
		特定外来生物の実態調査及び防除活動	●	●	●	●	●	●	
	②地域の生態系や農作物などに大きな被害を与える特定外来生物について、専門家などと連携し、生息・生育状況の把握と防除を推進します。	外来生物の情報収集	●	●	●	●	●	●	
		ため池内の外来魚の駆除活動	●		●	●	●		

2. 自然の恵みの持続的な享受

個別施策	取組内容	主な事業	取組の主な対象エリア						
			東部丘陵 地域	豊川沿川 地域	三河湾沿 岸地域	中心市街 地域	南部田園 地域	表浜沿岸 地域	
(1)森林からの恵みの享受	①広域連携により、奥三河の水源地の保全活動を推進します。	豊川水源地地域の森林整備	新城市以北の豊川水源地						
	②森林環境譲与税の活用などにより、手入れの行き届かない人工林の整備及び森林・林業への理解促進につながる木材利用を推進します。	所有者が自ら行う人工林の除間伐推進	●					●	●
		林道及び森林作業道の維持管理	●						
		森林環境整備推進事業による所有者の意向を踏まえた人工林整備	●					●	●
		公共施設等への三河材利用促進	●	●	●	●	●	●	

個別施策	取組内容	主な事業	取組の主な対象エリア							
			東部丘陵 地域	豊川沿川 地域	三河湾沿 岸地域	中心市街 地域	南部田園 地域	表浜沿岸 地域		
(2)農地からの恵みの享受	①耕作放棄地の解消及び発生防止につながる取組を支援することで、自然の恵みをもたらす農地の保全及び利用を推進します。	耕作放棄地（遊休農地）対策	●	●	●		●	●		
	②農業の適正利用や環境に優しい農業用資材の普及促進、エコファーマーの活動推進などにより、環境保全型農業を推進します。	環境保全型農業の普及啓発	●	●	●	●	●	●		
		エコファーマーの活動推進	●	●	●	●	●	●		
	③農産物の地産地消の取組を進めるとともに、市民ふれあい農園などにおける農とのふれあいの場や機会の創出などにより、農業への知識や理解を促進します。	市民ふれあい農園の利用促進	●		●					
		地産地消の推進	●	●	●	●	●	●		
(3)川・池・海からの恵みの享受	①生態系に配慮した水辺環境の適切な維持管理と保全を推進します。	河川改修や護岸工事などの自然環境への配慮	●	●	●	●	●	●		
		ため池の適切な維持管理（再掲）	●		●	●	●			
	②プラスチックごみによる海洋汚染防止への積極的な取組を推進します。	530運動などの清掃活動による水辺環境の保全	●	●	●	●	●	●		
		使い捨てプラスチックの使用抑制の普及啓発	●	●	●	●	●	●		
	③本市水産業の振興に寄与する貴重な水産資源の保護再生の取組を推進します。	天然うなぎ資源保護再生プロジェクト			●					
		汐川干潟保全実践活動（再掲）			●					

3. 生物多様性を支えるしくみづくり

個別施策	取組内容	主な事業	取組の主な対象エリア							
			東部丘陵 地域	豊川沿川 地域	三河湾沿 岸地域	中心市街 地域	南部田園 地域	表浜沿岸 地域		
(1)市民・事業者・行政の協働体制の構築	①「豊橋市生態系ネットワークづくり懇話会」を機能強化し、さまざまな主体・関係者における自然環境や生態系に関する情報共有と多様な連携を促進します。	生態系ネットワークづくり懇話会の運営	●	●	●	●	●	●		
(2)生きものの継続的モニタリングの実施	①専門家や地域の団体、県などと連携し、生きものの継続的なモニタリングや情報収集を推進します。	協働による自然環境調査の実施	●	●	●	●	●	●		
		アカウミガメの実態調査（再掲）							●	
		郷土の自然に関する調査研究	●	●	●	●	●	●		
		自然史資料の収集及び利用促進	●	●	●	●	●	●		

豊橋総合動植物公園（のんほいパーク）が 進める生物多様性の保全

豊橋総合動植物公園（のんほいパーク）は、動物園や植物園、自然史博物館などが一体となった施設です。

ここでは、動植物の管理や繁殖、調査・研究などから得られた専門的な知識や技術、多くの人々が訪れる施設としての情報発信力などをいかし、生物多様性の保全を積極的に推進するとともに、健全な自然環境を維持するための取組にも貢献しています。

のんほいパークで、生きものの魅力的な姿を通して、楽しみながら生きものや環境について思いを巡らせてみませんか。

●本市の生物多様性保全 に貢献する取組

- ・絶滅危惧種など希少種の域内・域外保全のための保護活動や調査研究の推進
- ・環境教育の推進 など



教育普及活動



アジアゾウ



ニホンコウノトリ



調査・研究の様子

道の駅「とよはし」 ～あぐりパーク食彩村が進める地産地消～

本市で初めてとなる道の駅「とよはし」が、2019（令和元）年5月26日に開駅し、初年度は180万人の来場者で賑わいました。道の駅「とよはし」には、あぐりパーク食彩村と地域振興施設トマッテがあります。

あぐりパーク食彩村は、日本有数の農業地帯である本市と田原市の生産者から旬の農産物が直接届く、県下最大規模の農産物直売所です。

地域振興施設トマッテは、地産地消レストランや地元の旬な食材をふんだんに使った商品の販売などがあり、豊橋の地元グルメを家族や仲間と一緒に楽しめるスポットです。



あぐりパーク食彩村



地域振興施設トマッテ



現状と課題

現 状

- 持続可能な循環型社会の実現を目指して、ごみの減量（リデュース/Reduce）、再使用（リユース/Reuse）、再資源化（リサイクル/Recycle）を原則とした3Rの推進に努めてきました。
- 指定ごみ袋制度や生ごみ分別収集のほか、啓発チラシの広報同時配布などにより積極的なごみ減量やリサイクルの普及啓発を進めています。
- 2017（平成29）年から豊橋市バイオマス利活用センターにおいて、生ごみや下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥を資源として活用し、バイオガス発電を行っています。
- 国は、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2020（令和2）年7月からはレジ袋の有料化が始まっています。

課 題

- もやすごみの中には分別・リサイクルできるものがまだ見られるため、市民が取り組みやすい仕組みづくりと分別方法の周知を徹底する必要があります。
- 廃プラスチック類の排出抑制が課題であり、さらなる対策を進める必要があります。
- 災害時における廃棄物の適正処理が懸念されています。

環境目標の方向性

市民や事業者と協働して、3Rをより一層進めるとともに、環境負荷の少ない廃棄物処理を進めることにより、効果的で効率的に資源を循環するまちを目指します。

定量目標

市民1人1日当たりの家庭系ごみ
排出量



421g/人・日
(2019年度) (※1)

400g/人・日
(2030年度)

指標

項 目	現状値 (2019年度)	目標 (2030年度)
リサイクル率	27.2% (※1)	30.0%
最終処分量	11,228t (※2)	6,200t

※1 速報値

※2 2019(令和元)年度の最終処分量は、焼却施設の故障により仮埋立てをしてあったもやすごみを掘り起こし、それを焼却して埋め立てた分を含んでいます。

基本施策・個別施策と取組内容

1. ごみ減量の推進

(1) ごみの発生・排出抑制（リデュース）

- ① 新聞やダンボールなど、資源となる古紙のリサイクルを推進することなどにより、もやすごみの減量を推進します。
- ② 事業者から出るごみの減量・資源化の促進と適正排出の徹底を図ります。
- ③ 食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」を出さない生活スタイルの普及やフードバンクなどの取組を推進します。
- ④ プラスチックごみ問題の解消に向け、使い捨てプラスチック使用抑制の取組や普及啓発を推進します。

(2) 再使用（リユース）の推進

- ① リサイクル工房での家具などの再生や展示販売など、資源の再使用（リユース）を推進します。



無料給水スポット

2. リサイクルの推進

(1) リサイクル推進体制の充実

- ① 地域や団体による地域資源回収及びリサイクルステーションや古紙リサイクルヤードでの資源回収を推進します。
- ② 小売店の店頭回収など事業者の自主的な取組の活性化を促し、分別回収体制を充実します。
- ③ もやすごみに混入している雑がみを分別・排出しやすい仕組みづくりと普及啓発を推進します。
- ④ プラスチック資源を取り巻く国内外の動向を注視し、プラスチックのリサイクルに向けた新たな取組を検討します。

(2) バイオマス利活用の推進

- ① 豊橋市バイオマス利活用センターの安定稼働とバイオガス発電などエネルギーの有効活用を推進します。
- ② 剪定枝などのチップ化や家畜排せつ物の堆肥化・バイオガス利用など、多様なバイオマスの利活用を推進します。



バイオマス利活用センター

3. 廃棄物の適正・安定的な処理の推進

(1) ごみ収集・処理体制の充実 (2) 廃棄物の適正処理の推進

- ① 超高齢社会に対応した「ふれあい収集」の充実に取り組みます。
- ② 周辺の環境に配慮しつつ、資源化センターの安全で安心な運転管理を徹底します。
- ③ 過去に埋立処分をしたプラスチック類や金属くずを掘り起こし、再処理することで埋立量を減容し、最終処分場の延命化に努めます。
- ① ごみステーションからの資源の持ち去りの監視指導を強化します。
- ② 市民や事業者へのごみの適正処理の普及啓発とパトロールを実施します。
- ③ 事業者から出されるごみの適正処理の徹底と安全・安定的な処理を推進します。
- ④ 大規模な災害に伴う災害廃棄物の処理体制の充実と強化を図ります。



資源化センター

(3) ごみ処理広域化の推進

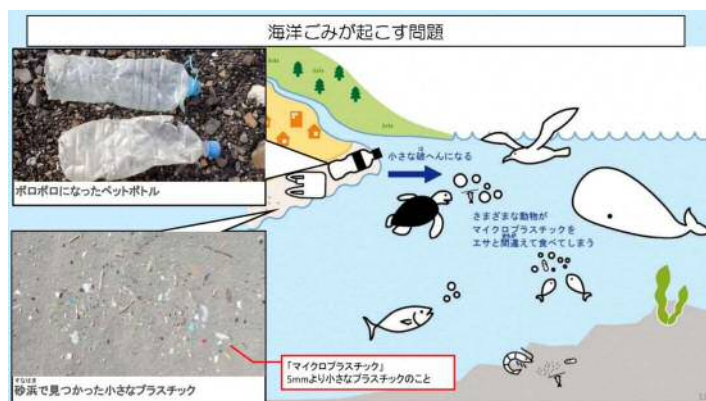
- ① 豊橋田原ごみ処理広域化に伴う事業を円滑に推進します。

海洋プラスチックごみ問題とは

世界的にプラスチックによる海洋汚染が問題となっています。まちなかで発生したペットボトルやごみ袋などのプラスチックごみは、風に運ばれ、川などを流れて海岸等に漂着します。海岸に漂着したごみは、風と海流によって流れていきます。

また、紫外線や波などで劣化して5mm以下になったマイクロプラスチックを動物が飲みこむなど、生態系への影響、さらには魚などを通して私たちの体にも影響を与えることが心配されています。

海洋汚染の問題を解決するためには、ごみの削減、ポイ捨てなどの防止、海岸の清掃が重要です。



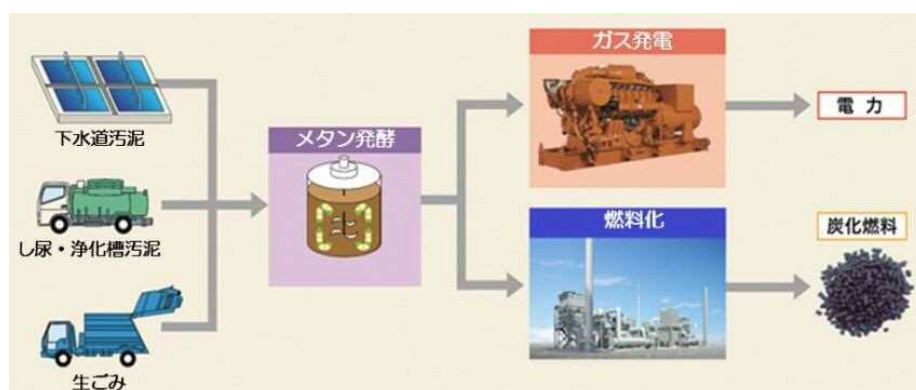
出典：「環境省 平成 29 年度漂着ごみ対策総合検討業務」より抜粋

豊橋市バイオマス利活用センターでの生ごみや下水汚泥等によるバイオガス発電

豊橋市バイオマス利活用センターでは、家庭などから集めた生ごみ、し尿・浄化槽汚泥と下水処理場から発生する下水汚泥を複合バイオマスとして利活用しています。

この複合バイオマスをメタン発酵させてバイオガス発電を行い、発酵後汚泥は炭化燃料に加工して全量をエネルギー化しています。2019（令和元）年度の電力販売量は 658 万 kWh/年で、これにより約 1,830 世帯の家庭の 1 年間の電力消費を賄った計算になります。

このように家庭などの生ごみからもエネルギーがつくられています。



環境・経済・社会面での効果

環境	経済	社会
・ごみの減量や資源の有効利用により、循環型社会の形成に寄与することが期待できる。 ・ごみの処分量の減少により、温室効果ガスの削減が期待できる。 ・ごみの確実な分別と廃棄により、海洋汚染防止につながる。	・これまでごみとして捨てられていたものの資源としての活用、環境負荷の少ない商品やサービスの需要の高まりにより、イノベーションの創出や環境ビジネスの拡大が期待できる。	・フードバンクの取組により、支援が必要な家庭等への生活支援が図られる。 ・「ふれあい収集」により、高齢者のごみ出し時の生活支援が進む。



現状と課題

現 状

- 市内の大気環境、水環境は、概ね良好な状態が保たれています。
- 「豊橋市不良な生活環境の解消に関する条例」に基づく、いわゆる「ごみ屋敷」などにより生じる不良な生活環境の解消に向けた取組が始まっています。
- プラスチックごみによる海洋汚染が世界中で深刻化しており、本市もポイ捨てされるプラスチックごみゼロを目指して「とよはしプラ530宣言」を発表しています。
- 市民アンケートによると「川や海の水のきれいさ」や「ごみの散乱などが無い、まちの清潔さ」に対する市民の満足度は低い状況です。

課 題

- 光化学オキシダントなど環境基準達成率が低い物質への対策や、微小粒子状物質（PM2.5）などの発生原因の解明などが必要となっています。
- し尿しか処理しない単独処理浄化槽から、台所や風呂などの生活雑排水を併せて処理できる下水道や合併処理浄化槽への転換と浄化槽の適正な維持管理が求められています。
- 限りある水資源の保全と安定確保のための取組が必要となっています。

環境目標の方向性

大気や水環境などの改善のほか、環境美化活動や周辺環境と調和したまち並み景観の形成などにより、ゆとりとうるおいのある生活空間を創出し、心身ともに健全で快適に暮らせるまちを目指します。

定量目標

大気等環境基準の達成率



90.5%
(2019 年度)

96%
(2030 年度)

指標

項 目	現状値	目標 (2030 年度)
美化活動（530運動 実践活動）の参加者数	162,345 人 (2019 年度)	163,000 人
身近な生活環境保全 への市民の満足度	46.2% (2020 年度)	56%

基本施策・個別施策と取組内容

1. 大気・水環境等の保全

(1) 大気環境の保全

- ① 大気環境の常時監視など継続的な調査と環境基準未達成項目の改善対策を推進します。
- ② 発生源となる事業場の監視指導などにより、環境汚染の未然防止に努めます。
- ③ 不法焼却（野焼き）の防止などのため、市民への周知を図ります。



大気環境の計測



環境調査センター

(2) 水環境の保全

- ① 水環境の常時監視など継続的な調査と環境基準未達成項目の改善対策を推進します。
- ② 発生源となる事業場の監視指導などにより、環境汚染の未然防止に努めます。
- ③ 下水道の計画的な整備と下水道計画区域外での合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ④ 県や周辺自治体との連携により、三河湾の水環境の再生に努めます。

(3) 騒音、土壌汚染、化学物質などへの対策

- ① 騒音・振動の継続的な調査や悪臭・土壌汚染の状況を把握し、発生源となる事業場の監視指導などにより、環境汚染の未然防止に努めます。
- ② 有害化学物質の使用抑制、適正管理に関する普及啓発及び監視指導を推進します。

公害の発生と対策（高度経済成長期）

国内では、高度成長期に工場から排出される有害物質等により、水俣病や四日市ぜんそくのような公害を原因とした病気が発生し、社会的な問題となりました。そのため、1967（昭和 42）年に「公害対策基本法」が公布施行されました。

本市は、他都市と比較して公害の少ない都市でしたが、1969（昭和 44）年に都市開発部開発課に公害係が設けられて以降、大気汚染や水質汚濁等の苦情が増加の一途をたどり、1972（昭和 47）年に厚生部公害課（現在は環境部環境保全課）として独立して以降、科学的な調査測定と監視体制の確立を図り、迅速かつ的確な措置をとり、市民の健康と生活を守るための努力を続け、現在に至っています。

2. 水資源の保全

(1) 水資源の有効利用

- ① 雨水利用の推進などにより、限りある水資源を大切に使います。

(2) 広域連携による水源対策

- ① 広域連携により、豊川上流域の水源林の保全や水源の確保に取り組みます。



森林作業体験研修

3. 美しく暮らしやすいまちづくり

(1) 環境美化の促進

- ① 530運動などを通じた市民や事業者の環境美化活動への参加を促進します。
- ② 豊橋駅前などにおけるごみのポイ捨てや路上喫煙を防止するための啓発と美化活動を推進します。
- ③ 自治会・ボランティア団体などと連携し、美化活動や啓発活動を推進します。



汐川干潟クリーンアップ大作戦

(2) 不法投棄の防止

- ① ごみの適正処理の啓発、監視パトロールの実施、監視カメラの設置などによる不法投棄対策を推進します。

(3) ゆとりのある美しい都市空間の形成

- ① 地域資源をいかし、周辺環境と調和した景観形成を推進します。
- ② 地区計画などによる良好な住環境整備を促進します。
- ③ いわゆる「ごみ屋敷」の問題解消に向けて、福祉や地域との連携による原因者への支援などを実施します。

「530運動」発祥の地・豊橋市

1969（昭和44）年から石巻山や葦毛湿原などがある東部丘陵地帯に、豊橋山岳会と豊橋自然歩道推進協議会が中心となって自然歩道が整備されました。

そのおかげで多くの人々がこの地を訪れましたが、観光客が帰った後には決まって大量のごみが残され、あっという間に山はごみであふれるようになってしまいました。



豊橋山岳会会長の夏目久男さん

当時の豊橋山岳会会長である夏目久男さんが「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に530運動の推進を提唱し、1975（昭和50）年に市内43団体からなる530運動推進連絡会が設立されました。1975（昭和50）年11月11日（市民の日）には初の全市一斉の530運動実践活動が開催され、各校区や町内、事業所、学校など147団体、約12万人が参加し、河川や道路、公園などの清掃が行われました。

その後、本市では春と秋の年2回、全市一斉の530運動実践活動を行うようになり、年間10万人を超える市民が参加する一大イベントとなりました。

環境・経済・社会面での効果

環境	経済	社会
・ 大気や水環境などの保全の推進により、環境汚染による生態系への影響を軽減することが期待できる。 ・ 水源林の保全により保水力を高め、増水被害の軽減が期待できる。	・ 環境配慮により、企業価値が向上する。	・ 大気や水環境などの保全の推進により、健康被害の回避ができる。 ・ 環境美化の推進により、住環境が向上する。 ・ 福祉や地域との連携により、支援の多様化が期待できる。



現状と課題

現 状

- 学校や地域における出前講座、市内環境関連施設の見学会、生涯学習講座、環境イベントなどを実施しています。
- 市立全小中学校とくすのき特別支援学校がユネスコスクールに認定され、地域との連携による ESD を推進しており、環境教育に力を入れています。
- 市内の大学や豊橋総合動植物公園では環境保全に関連したさまざまな教育や研究、普及活動が行われており、多様な分野で産学官連携による取組が進んでいます。
- 企業では、ESG 投資の拡大や SDGs の推進など持続可能な社会の実現に向けた事業活動の展開が進みつつあります。

課 題

- 若い世代ほど市内の環境活動への参加が少なくなっています。
- 環境保全啓発活動の参加者が減少しており、より積極的な普及啓発が求められています。
- 市民活動団体メンバーの高齢化に伴い、新たな担い手となる若年層のさらなる参画を促す必要があります。

環境目標の方向性

地域の環境や歴史・文化について学ぶ機会を提供することで、新たな担い手を育成するとともに、市民や事業者と協働して環境保全活動を実践することで、環境に優しいライフスタイルが定着したまちを目指します。

定量目標

環境保全活動に取り組んでいる人の割合



69.4%
(2020 年度)

76%
(2030 年度)

指標

項 目	現状値 (2019 年度)	目標 (2030 年度)
環境学習で学んだ人数 (※)	24,542 人	26,000 人
環境情報の提供数	279 件	400 件

※環境学習出前講座や学習イベント等への参加人数

基本施策・個別施策と取組内容

1. 環境に関する教育・啓発の推進

(1) 環境教育の推進

- ① SDGs の考え方をもとに、幅広い視点を取り入れた環境学習を推進し、環境保全に配慮した行動ができる人材の育成に努めます。
- ② 生きものの生態やそれらを取り巻く環境を観察し学べる場を提供します。
- ③ 子どもから大人まで各世代に応じた環境教育プログラムを展開します。

(2) 自然とのふれあい機会の創出

- ① 子どもや親子などを対象とした自然観察会や生きもの調査など身近な自然とふれあう機会や場を創出します。

(3) さまざまな機会を通じた普及啓発の推進

- ① 多くの市民が楽しみながら気軽に参加できるような環境イベントを開催します。
- ② イベントや祭りの開催において環境に十分配慮します。

(4) 郷土を大切に作る心の醸成

- ① 地域の文化財や歴史資源を継承し、新たな魅力や価値の創出を図ります。
- ② 郷土への誇りや愛着を育てる郷土学習を推進します。
- ③ 県や近隣市町村との連携により、東三河ジオパークの認定に向けた取組を推進します。

豊橋市自然史博物館

豊橋総合動植物公園にある豊橋市自然史博物館は、1988（昭和 63）年に市政施行 80 周年記念事業として開館した、県内初の本格的な自然史博物館です。

地球・生物の歴史をたどる展示のほか、身近な郷土の自然史を紹介する展示があり、東三河とその周辺の自然と生きものについて、豊富な標本やジオラマ、模型などで詳しく紹介しています。

また、生物の進化や郷土の自然史に関する標本等の資料の収集保管、調査研究、講座やワークショップ等のさまざまな教育プログラムを実施しています。



休館日や開館時間、講座、ワークショップ等の詳細は、自然史博物館ホームページをご覧ください。

2. 環境保全活動の推進

(1) 市民・事業者との協働による実践行動の推進

- ① 市内環境保全団体の活動を支援するとともに、情報共有の場づくりを推進します。
- ② 市民や事業者が主体的に参加しやすい環境保全活動の仕組みを検討します。



豊橋サイエンスコア

(2) 環境に貢献する経済活動の推進

- ① 環境に配慮した事業活動を行う事業所や小売店を支援します。
- ② 「豊橋市 SDGs 推進パートナー制度」により、SDGs に取り組む企業を支援します。
- ③ 地域企業の環境に対する意識向上や大学などの研究機関との産学官連携を推進します。

(3) 担い手の育成

- ① 多様な分野における連携により若い世代の担い手を発掘し、持続的な活動を推進します。
- ② 次世代を担う環境リーダーの育成を図ります。

3. 環境情報の収集・発信

(1) 継続的な環境情報の収集

- ① 市内に生息・生育する動植物などに関するさまざまな環境情報を継続的に収集・蓄積します。
- ② 市内外の活動団体や研究者などとの協働により、市内の自然環境や動植物などの調査研究活動を推進します。

(2) 効果的な環境情報の提供

- ① 広報誌をはじめとした多様な媒体を活用し、効果的に環境情報を提供します。



とよはしネイチャースポット探検記録

豊橋市 SDGs 推進パートナー制度

市内事業者、金融機関及び豊橋市が連携して、2020（令和2）年度から実施している事業です。

本市では、誰もが安心して暮らせる地域、持続可能なまちづくりを推進しており、SDGs 達成に向けた取組や活動を実施している企業・団体などをパートナーとして募集、登録しています。市とパートナーがそれぞれの有する資源や知見などをいかし、共に目指すゴールや本市の地域課題の解決に向け連携することで、SDGs の普及啓発を図ることを目的としています。



環境・経済・社会面での効果

環境	経済	社会
・環境に関する教育・啓発の推進により、環境意識の向上が期待できる。 ・市民・事業者との協働による実践行動の推進により、環境活動などを担う人材が育成される。	・環境に貢献する経済活動の推進により、イノベーションの創出や企業価値の向上が期待できる。	・環境保全活動への参加により、郷土愛を育み、多くの市民が自分の力を発揮し、いきいきと生活できるまちづくりにつながる。 ・環境保全活動を通じたネットワークを広げることで、地域コミュニティの活性化や多世代交流につながることを期待できる。

4.2 重点取組と『とよはし SDGs 環境ターゲット』

本市が目指す環境像を実現していくため、前期5年という短期で、特に重点的、優先的に取り組むべきものを重点取組としました。

また、それぞれの重点取組を推進することで実現したい具体的な「人々の行動の姿やまちの状態」を、『とよはし SDGs 環境ターゲット』として掲げます。

重点取組は、複数の環境目標に貢献する横断的な取組とするとともに、SDGs の視点を重視し、環境・経済・社会の統合的なアプローチと多様なパートナーシップの強化によって推進します。そして、環境面だけでなく地域が抱えるさまざまな課題の解決につなげることを目指し、計画全体をけん引する役割を果たしていきます。

■ 重点取組と『とよはし SDGs 環境ターゲット』

重点取組 1 再生可能エネルギー利用 100%のまちづくり

ターゲット 1.1 市内でつくられた再生可能資源由来の電気を使うことができる。

ターゲット 1.2 再生可能エネルギー利用100%化を実現した公共施設が存在する。

重点取組 2 みんなでつなげる生態系ネットワークづくり

ターゲット 2.1 市内に生息する生きものの損失が阻止されている。

ターゲット 2.2 市内のあちこちで、子どもから大人まで、地域の自然や生きものに親しんでいる。

重点取組 3 食品ロス対策

ターゲット 3.1 もやすごみに含まれる食品ロス量が大幅に削減されている。

ターゲット 3.2 フードバンク事業が浸透し、支援が必要な家庭等へ食品が届いている。

重点取組 4 プラスチックごみ対策

ターゲット 4.1 使い捨てプラスチックをなるべく使わない生活スタイルが当たり前になっている。

ターゲット 4.2 ポイ捨てされるプラスチックごみが大幅に削減されている。

重点取組 5 環境政策と福祉政策の連携

ターゲット 5.1 支援を必要とする人々が適正な支援を受けながら、安心して快適に生活できる環境が守られている。

ターゲット 5.2 誰もが平等に、安心してごみを排出することができる。

■ 重点取組とその達成により貢献する環境目標

	環境目標Ⅰ. 低炭素で持続可能な地域をつくる 【気候変動対策】	環境目標Ⅱ. 豊かな自然を守り育てる 【生物多様性・自然共生】	環境目標Ⅲ. 効果的・効率的に資源を循環する 【資源循環】	環境目標Ⅳ. 健全で快適な暮らしを確保する 【生活環境保全】	環境目標Ⅴ. 環境共生の価値観と知恵をはぐくみ、行動する 【環境学習・行動】
重点取組 1 再生可能エネルギー利用 100%のまちづくり	✓		✓		✓
重点取組 2 みんなでつなげる生態系ネットワークづくり	✓	✓			✓
重点取組 3 食品ロス対策	✓		✓		✓
重点取組 4 プラスチックごみ対策	✓	✓	✓	✓	✓
重点取組 5 環境政策と福祉政策の連携			✓	✓	✓



重点取組

1

再生可能エネルギー利用100%のまちづくり

環境
目標

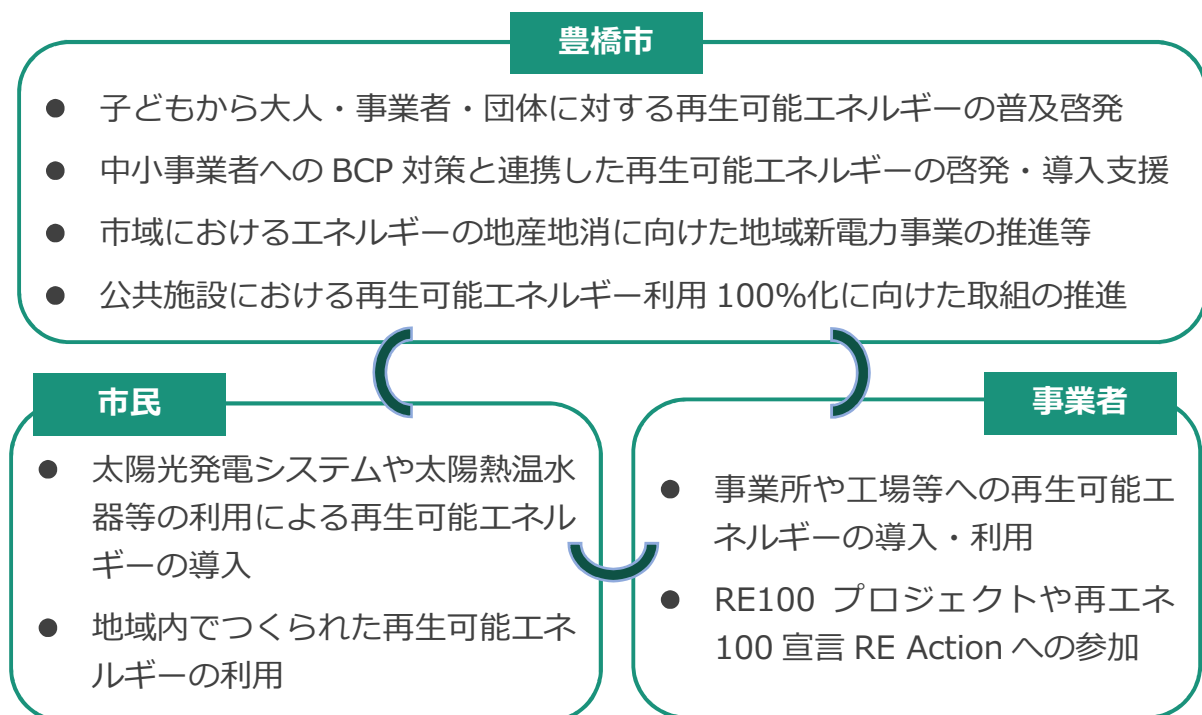
I

III

V

■ 取組内容・目指すべき方向性等

再生可能エネルギー利用 100%のまちの実現を目指し、市内事業者や団体、市民等と連携した取組を進めるとともに、積極的な普及啓発を行い、まち全体の脱炭素化へとつなげていきます。



■ 取組による環境・経済・社会への波及効果・影響等

環境	経済	社会
- 市域からの CO₂ 削減 I - バイオマス利活用による資源循環への寄与 III	- 新たな産業・雇用の創出 - 市外に流出しているエネルギー費用の地域内循環	エネルギーが安定的に供給される生活の確保



重点取組

2

みんなでつなげる生態系ネットワークづくり

環境
目標

I

II

V

■ 取組内容・目指すべき方向性等

関係部局・地域の環境保全活動に取り組む団体等との情報共有と連携を強化するとともに、継続的な活動ができるような人材育成と仕組みづくりを推進し、市内で一体的に生態系ネットワークづくりを進めます。

豊橋市

- 「豊橋市生態系ネットワークづくり懇話会」を核とした、関係部局・地域の専門家や団体等、関係者間の情報共有・連携強化
- さまざまな主体との連携による生きもの調査や地域の重要なハビタットの保全
- 人材育成のための講座開催や次世代を担う子ども達への環境教育の充実
- 豊橋総合動植物公園での生きものや環境への理解・共感を育む多様なプログラムの開催

市民

- 子どもたちが自然や生きものとふれあい親しむ機会の創出
- 環境保全活動や環境調査、自然体験への積極的な参加・協力

事業者

- 事業活動全体を通じた自然環境の保全への配慮
- 地域の環境保全活動や生きものの調査への協力・参加

■ 取組による環境・経済・社会への波及効果・影響等

環境	経済	社会
・ 生物多様性の損失回避 II ・ 生態系サービスの発揮 I II	・ 生態系に由来する産業・サービスの価値存続	・ コミュニティの活性化 ・ 市民の活躍の場づくり



重点取組

3

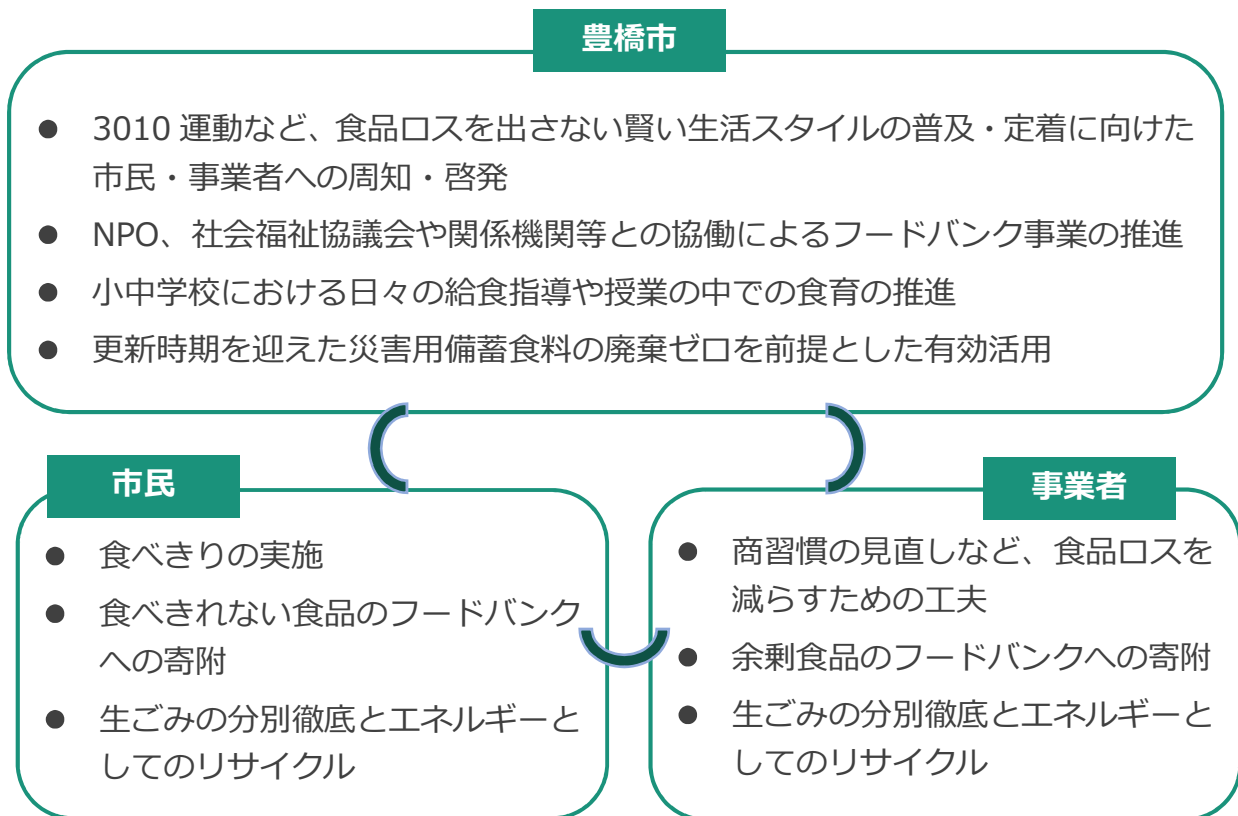
食品ロス対策

環境
目標

I III V

■ 取組内容・目指すべき方向性等

まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」削減の取組を各主体がそれぞれ実践できるよう、市ではさまざまな啓発や情報発信を行うとともに、関係部局・団体等と連携して取組を進めます。



■ 取組による環境・経済・社会への波及効果・影響等

環境	経済	社会
・ ごみ減量による CO ₂ 削減 I III	・ ごみ処理コストの低減 ・ 食品ロス対策への取組による企業価値の向上	・ フードバンクの取組による、支援が必要な家庭等への生活支援



重点取組

4

プラスチックごみ対策

環境
目標

I

II

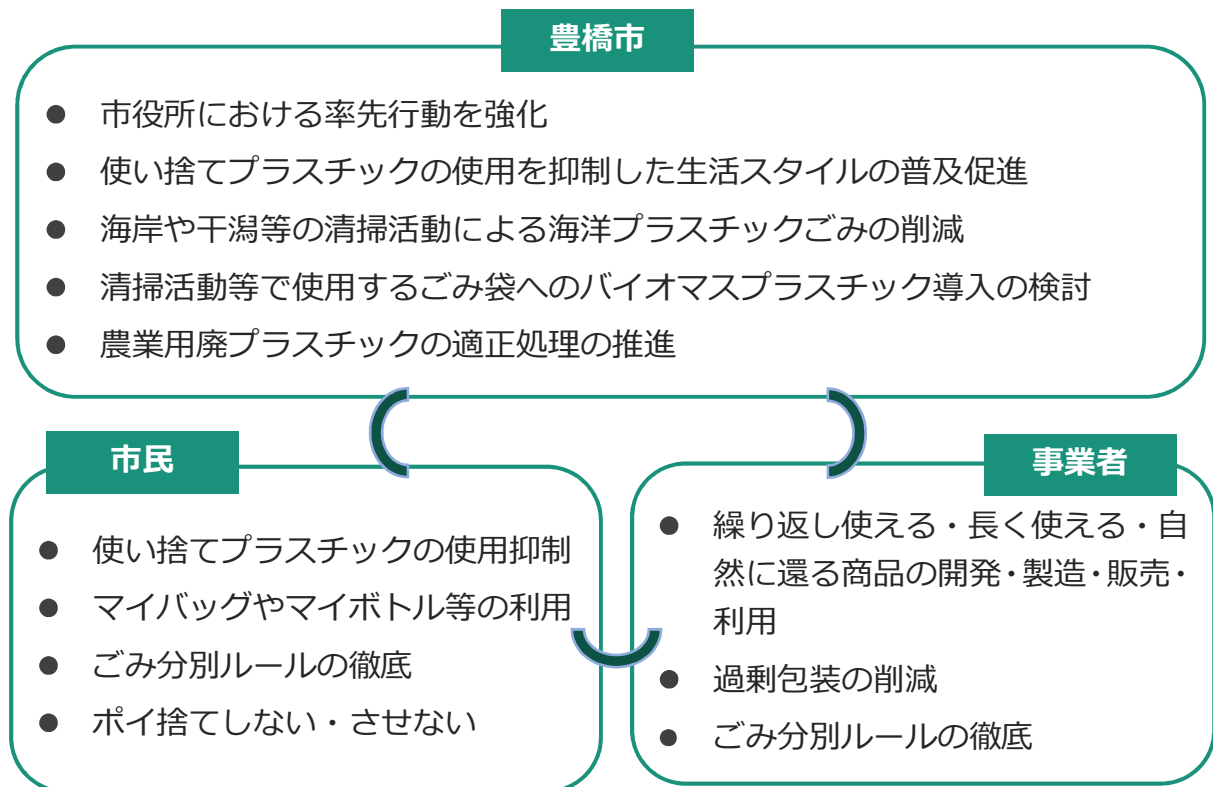
III

IV

V

■ 取組内容・目指すべき方向性等

プラスチックごみによる海洋汚染などプラスチックを取り巻くさまざまな課題解決のため、必要性の低い使い捨てプラスチックの使用抑制、環境配慮製品の使用、資源の有効活用、適正な分別・リサイクルを基本原則とし、各主体がそれぞれの立場で取組を実践できるよう、啓発や情報発信を行います。



■ 取組による環境・経済・社会への波及効果・影響等

環境	経済	社会
・ ごみ減量効果 III ・ 生産・焼却量減少による CO₂ 削減 I ・ 生態系への影響軽減 II ・ 環境美化・景観向上 IV	・ ごみ処理コストの低減 ・ プラスチック代替材料の新規ビジネスチャンス創出と技術イノベーション	・ 使い捨ての価値観の変容 ・ ポイ捨てを良しとしない社会意識の醸成



重点取組

5

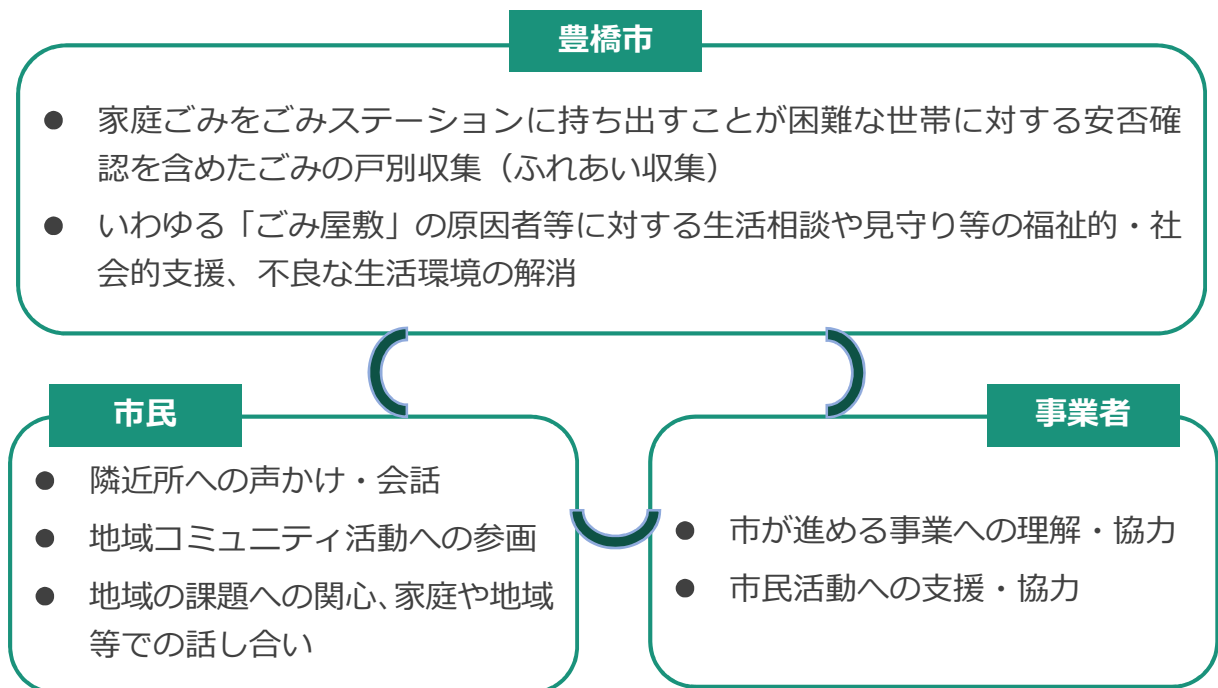
環境政策と福祉政策の連携

環境
目標

Ⅲ Ⅳ Ⅴ

■取組内容・目指すべき方向性等

それぞれ単独では対応が困難なごみ処理と福祉的支援の2つの課題について、福祉部門と連携し、一体的かつ効果的な解決に取り組みます。



■取組による環境・経済・社会への波及効果・影響等

環境	経済	社会
・ 公衆衛生の向上 Ⅳ ・ ごみ収集体制の充実 Ⅲ	・ 公衆衛生の向上によるまち全体の価値の保全	・ 高齢者や身体の不自由な人等への生活支援 ・ 地域コミュニティの活性化

第5章 計画の推進

5.1 各主体の役割

環境基本計画を推進するためには、市民、事業者、市の各主体が環境の保全に対する責務を認識し、それぞれの立場において、または協働によって、環境への負荷を低減するための取組を進める必要があります。

(1) 市民の役割

- ◆市民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。
- ◆市民は、地域の特性を活用した環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力し、または市や事業者と協働して環境の保全に取り組みます。

(2) 事業者の役割

- ◆事業者は、事業活動を行うにあたって、事業活動に伴って生じる公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。また、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めます。
- ◆事業者は、事業活動に関し、地域社会の一員として地域の環境に十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力し、または市や市民と協働して環境の保全に取り組みます。

(3) 市の役割

- ◆市は、環境の保全に関し、地域の特性を活用した基本的かつ総合的な施策を策定し、市民・事業者の協力を得ながら、または協働しながらこれを実施します。施策の策定にあたっては、市民・事業者に対して、必要な情報の提供に努めるとともに、計画段階からの参加を求めます。
- ◆市は、施策の策定及び実施にあたり、広域的な取組が必要とされる場合には、国、県、近隣の市町村、その他関係機関と協力して行うように努めます。

5.2 広域的な連携

本市は、東三河地方の中心都市として、また、三遠南信地域の拠点都市として、広域における総合的な地域づくりや基盤整備の推進に重要な役割を担っています。また、豊川、弓張山地、遠州灘、三河湾など、市域を超えた広域的な環境の保全についても、近隣市町村あるいは国や県と連携を図りながら率先して取り組んでいきます。

5.3 計画の進捗管理

市は、環境基本計画の推進にあたって、庁内組織である豊橋市環境調整会議において各部局が実施する施策の連絡と調整を行い、進捗状況を年度ごとに評価したものを豊橋市環境審議会に報告するとともに、市民・事業者に対して環境に関する情報を市ホームページにて公表します。

その際、環境審議会などの意見を聴きながら、環境基本計画の効果的な推進に努め、施策の進捗状況や社会情勢の変化を考慮しつつ、必要に応じて施策などの見直しを行います。

(1) 推進組織

①豊橋市環境審議会

豊橋市環境基本条例第18条の規定に基づき、環境基本計画の策定、変更や環境保全に関する基本的事項を調査審議するために設置した機関で、学識経験者、関係団体、市民などにより構成されています。

②豊橋市環境調整会議

環境の保全に関する施策の連絡及び調整を目的として設置した市の庁内組織で、副市長及び関係部局長により構成されています。

(2) 施策評価の手法

本計画の施策の評価は、環境目標ごとに設定した「定量目標」の達成状況及び「指標」の進捗状況、「施策」の実施状況及び課題のとりまとめ・評価を行い、環境目標の達成に向けて継続的な改善に努めます。

(3) PDCA サイクル

本計画を確実に推進し、目標とする基本理念、環境像を実現するために、PDCAサイクルを毎年回すことにより、継続的な改善を図ります。

資 料 編

豊橋市環境基本条例

(平成8年3月29日公布)

私たち人類は、これまで豊かな自然の恵みに支えられて、生命をはぐくみ、歴史を刻んできた。

しかしながら、近年の急速な科学技術の発達により私たちの生活が便利で豊かなものになる一方で、生活様式の変化や事業活動の拡大に伴い、資源・エネルギーが大量に消費され、いつのまにか多大な負荷を環境に与えるようになり、いまや人類の存続の基盤である地球の環境が脅かされようとしている。

緑の山野と雄大な海に囲まれた私たちのまち豊橋でも、都市化の進展に伴い、環境への負荷がもたらされ、河川・三河湾の水質の汚濁、大気汚染などによる自然環境や生活環境への影響が懸念されている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を市民が共有するかけがえのない貴重な資源として、将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

今こそ私たちは、人間にとって真の豊かな生活とは何かを真剣に考え直し、地球的視野に立って、自主的に社会経済活動による環境への負荷を減らし、すべての者が一体となって、持続的な発展が可能な社会を構築していかなければならない。

このような認識の下に、人と自然とが共生できる恵み豊かな環境を創造し、将来の世代に継承していくために、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全は、市民が人類の存続の基盤である健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、地球全体を視野に入れながら、すべての者の自主的かつ積極的な取組の下に人の活動による環境への負荷をできる限り低減することによって、人と自然とが共生できる持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関し、地域の特性を生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組が必要とされる場合には、国、県、近隣の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を

防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、これに伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、地域の環境に十分配慮するように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、地域の特性を生かした環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第6条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策の基本方針

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境を創造すること。

第3章 環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ豊橋市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第4章 環境の保全のための施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮し、環境への負荷の低減のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

らない。

(環境配慮指針の作成)

第 10 条 市長は、事業者がその事業活動において、及び市民がその日常生活において、環境への負荷の低減のための措置について自ら検討することができるようにするため、環境の保全について配慮すべき指針を作成しなければならない。

(規制等の措置)

第 11 条 市は、快適な生活環境を確保し、及び自然環境を適正に保全するため、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制又は指導の措置を講ずるよう努めなければならない。

(助成措置)

第 12 条 市は、事業者又は市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第 13 条 市は、環境の保全のための公共的施設の整備、絶滅のおそれのある野生動植物の保護その他の環境の保全のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第 14 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 15 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（以下「民間団体等の環境保全活動」という。）が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の環境保全活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査、監視、測定等)

第 17 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、並びに監視及び測定の体制の整備を図るとともに、他の調査研究機関との積極的な交流に努めるものとする。

第 5 章 環境審議会

第 18 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、豊橋市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他環境の保全に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、委員 30 人以内で組織する。
- 5 委員は、環境の保全に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年豊橋市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中「公害対策審議会委員」を「環境審議会委員」に改める。
(豊橋市公害防止条例の一部改正)
- 3 豊橋市公害防止条例（昭和 46 年豊橋市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条第 2 項中「豊橋市公害対策審議会」を「豊橋市環境基本条例（平成 8 年豊橋市条例第 15 号）第 18 条第 1 項の豊橋市環境審議会（以下「審議会」という。）」に改める。
第 9 条第 2 項中「豊橋市公害対策審議会」を「審議会」に改める。
第 16 条から第 21 条までを削り、第 22 条を第 16 条とし、第 23 条から第 25 条までを 6 条ずつ繰り上げる。

豊橋市環境審議会規則

(平成8年3月29日公布)

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市環境基本条例（平成8年豊橋市条例第15号）第18条第7項の規定に基づき、豊橋市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) その他市長が必要と認めた者
- (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部で処理する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第73号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月15日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

豊橋市環境調整会議規程

(平成8年3月29日公布)

(設置)

第1条 環境に関し、施策の緊密な連絡と総合的な調整を行い、もって環境行政の積極的な推進を図るため、豊橋市環境調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(連絡調整事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について連絡調整を行う。

- (1) 環境に関する施策の基本方針に関すること。
- (2) 環境に関する施策の推進に関すること。
- (3) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に関すること。
- (4) 地球温暖化対策に関すること。
- (5) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (6) その他環境に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は豊橋市副市長事務分担規則（平成4年豊橋市規則第4号）第2条第1項第1号に掲げる副市長を、副会長は同項第2号に掲げる副市長をもって充てる。
- 3 委員は、教育長、危機管理統括部長、総務部長、財務部長、企画部長、市民協創部長、文化・スポーツ部長、福祉部長、こども未来部長、健康部長、環境部長、産業部長、建設部長、都市計画部長、総合動植物公園長、市民病院事務局長、会計管理者、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。

(会議)

第4条 調整会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、調整会議を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。
- 4 調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 調整会議の円滑な遂行のための協議をするため、調整会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2条に定める連絡調整事項（以下単に「連絡調整事項」という。）に関係のある部局の課長等で構成し、幹事会会長には、環境政策課長をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事会会長が招集し、総理する。

(資料の提出)

第6条 部局の課長等は、所管の連絡調整事項があるときは、必要な資料を幹事会会長に提出しなければならない。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、環境部で処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

(豊橋市公害対策会議規程の廃止)

- 2 豊橋市公害対策会議規程（昭和41年豊橋市訓令第5号）は、廃止する。

附 則（平成9年3月31日訓令第11号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日訓令第17号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日訓令第17号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日訓令第15号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第11号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第12号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第10号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日訓令第6号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日訓令第9号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日訓令第3号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日訓令第9号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日訓令第10号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

豊橋市環境審議会委員名簿

職 名	所属等	氏 名
会 長	岐阜薬科大学 学長	稲垣 隆司
副会長	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授	井上 隆信
委 員	三河生物同好会 会長	浅岡 孝知
委 員	愛知県水産試験場 副場長（2020年3月31日まで）	石元 伸一
委 員	元小学校校長（2020年6月1日から）	井上 茂穂
委 員	（一社）豊橋市薬剤師会 副会長	氏原 憲志
委 員	元小学校校長（2020年5月31日まで）	枝松 裕子
委 員	豊橋消費者協会 書記	尾崎 福子
委 員	愛知県水産試験場 副場長（2020年4月1日から）	蒲原 聡
委 員	豊橋市自治連合会 副会長（2020年6月1日から）	川本 恭久
委 員	豊橋農業協同組合 女性部会長（2020年5月6日まで）	木田 きよゑ
委 員	愛知大学 名誉教授	功刀 由紀子
委 員	豊橋創造大学 経営学科長 教授	見目 喜重
委 員	豊橋女性団体連絡会員	鈴木 真理子
委 員	日本労働組合総連合会 愛知県連合会 豊橋地域協議会 代表 （2020年11月24日まで）	鈴木 康夫
委 員	豊橋商工会議所 女性会 幹事	高瀬 栄子
委 員	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 講師	東海林 孝幸
委 員	豊橋市自治連合会 副会長（2020年5月31日まで）	徳島 結城
委 員	豊橋農業協同組合 女性部 会長（2020年5月7日から）	内藤 美子
委 員	日本労働組合総連合会 愛知県連合会 豊橋地域協議会 代表 （2020年11月25日から）	原田 恭輔
委 員	中部電力パワーグリッド（株） 豊橋営業所長	牧 眞司
委 員	（一社）豊橋市医師会 理事	山内 智之

（会長・副会長を除き氏名の50音順 敬称略）

策定の経過

年月日	名 称	内 容
2019 年 4 月 23 日 ～5 月 31 日	市民アンケートの実施	市民の意識調査
2019 年 8 月 27 日	環境審議会	第 3 次豊橋市環境基本計画の策定について（策定の方針等）
2019 年 12 月 16 日	環境審議会	第 2 次豊橋市環境基本計画の進捗状況と次期計画策定に向けた課題等について
2019 年 12 月 19 日	環境調整会議幹事会	第 2 次豊橋市環境基本計画の進捗状況と次期計画策定に向けた課題等について
2019 年 12 月 19 日 ～2020 年 1 月 17 日	事業者アンケートの実施	事業者の意識調査
2020 年 1 月 21 日	環境調整会議	第 2 次豊橋市環境基本計画の進捗状況と次期計画策定に向けた課題等について
2020 年 2 月 17 日	豊橋市議会 環境経済委員会	第 2 次豊橋市環境基本計画の進捗状況と次期計画策定に向けた課題等について
2020 年 2 月 3 日 ～3 月 3 日	環境関連団体ヒアリングの実施	環境関連団体の取組及び市の生物多様性の状況・取組について
2020 年 6 月 30 日	環境審議会	第 3 次豊橋市環境基本計画の策定について（中間報告・骨子案）
2020 年 7 月 2 日	環境調整会議幹事会（書面開催）	第 3 次豊橋市環境基本計画の策定について（中間報告・骨子案）
2020 年 7 月 7 日	環境調整会議	第 3 次豊橋市環境基本計画の策定について（中間報告・骨子案）
2020 年 7 月 29 日	豊橋市議会 環境経済委員会	第 3 次豊橋市環境基本計画の策定について（中間報告・骨子案）
2020 年 11 月 5 日	環境審議会	第 3 次豊橋市環境基本計画の策定について（素案）

年月日	名 称	内 容
2020 年 11 月 17 日	環境調整会議幹事会（書面開催）	第 3 次豊橋市環境基本計画の策定について（素案）
2020 年 12 月 1 日	環境調整会議	第 3 次豊橋市環境基本計画の策定について（素案）
2021 年 1 月 22 日	豊橋市議会 環境経済委員会	第 3 次豊橋市環境基本計画の策定について（素案）
	パブリックコメントの実施	第 3 次豊橋市環境基本計画（案）についての意見募集
	環境審議会	第 3 次豊橋市環境基本計画の策定について（最終案）

用語集

	用語	説明
数字・アルファベット	3010 運動	「乾杯後 30 分間は、席を立たずに料理を楽しみましょう」、「お開き 10 分前になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、宴会時の食べ残しを削減しようとする運動のこと。
	3R (スリーアール)	リデュース (Reduce) ・リユース (Reuse) ・リサイクル (Recycle) の頭文字 R を取って造った用語であり、リデュースは物を大切に使うこと、リユースは使える物は繰り返し使うこと、リサイクルはごみを資源として再び利用することを意味する。
	5 3 0 (ごみゼロ) 運動	「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉として、1975 (昭和 50) 年に豊橋から始まり、全国に広まった環境美化の市民運動のこと。「ごみを出さない、作らない 5 3 0 のまち」などを運動の目標として、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいる。
	BCP	Business Continuity Plan の略。災害、事故などに遭遇した場合に、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするため、平常時に行っておくべき活動、緊急時における事業継続のための方法・手段などについて予め決めた計画のこと。
	ESD (Education for Sustainable Development)	人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。
	ESG 投資	環境、社会、企業統治に関する情報を考慮し、それらに配慮している企業を重視・選別して行う投資のこと。特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に普及している。
	IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change)	気候変動に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行う政府間組織のこと。1988 (昭和 63) 年に設立され、気候変動の影響の程度、危険性などを取りまとめた評価報告書を 5～7 年ごとに公表している。
	PDCA サイクル	I. 方針・計画 (Plan)、II. 実施 (Do)、III. 点検 (Check)、IV. 是正・見直し (Action) を繰り返すことであり、施策、取組などを継続的に改善するための手法として使われている。
	RE100・RE100 プロジェクト	Renewable Energy100%の略。企業が自らの事業活動において使用する電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す取組であり、事業活動によって生じる環境負荷を低減させるために設立されたイニシアチブの一つ。世界や日本の企業が参加している。
	SDGs (持続可能な開発目標)	Sustainable Development Goals の略。2015(平成 27)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている 2016(平成 28)年から 2030(令和 12)年までの国際目標であり、17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

	用語	説明
	SDGs 未来都市	国に対して行った SDGs（持続可能な開発目標）に関する提案が優れていると認められた都市のことであり、本市は、2019（令和元）年7月1日、「豊橋からSDGsで世界と未来につなぐ水と緑の地域づくり」でSDGs未来都市に選定された。
	ZEB・ZEH	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Net Zero Energy Building）とネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）の略称であり、それぞれ「ゼブ」、「ゼッチ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支ゼロを目指す建物のこと。
あ行	エコファーマー	堆肥等による土づくり技術と化学肥料・農薬の低減技術を一体的に用いて、環境にやさしい農業を実践する栽培計画を策定し、その計画が知事に認定された農業者のこと。
	エコファミリー	環境に配慮した生活を営む家族のことであり、「エアコンの設定温度を控えめにする」、「使わない電化製品のコンセントを抜いて待機電力を減らす」などの取組をしている。
	エコモビリティライフ	クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩などを賢く使い分け、環境にやさしい交通手段を利用する生活様式のこと。
	温室効果ガス	大気中に存在するガスのうち、太陽からの熱を地球に封じ込める働きをするもの。地球温暖化対策の推進に関する法律では、人為的な排出による温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）など7種類を定めている。
か行	環境基準	大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとして定められた基準のこと。なお、基準を満たした場合、「適合」又は「達成」と表現するが、本計画においては、すべて「達成」と表記している。
	環境ビジネス	環境負荷を低減させたり、循環型社会を実現させる製品やサービスを提供する事業活動のこと。環境省では、これを「環境汚染防止」、「地球温暖化対策」、「廃棄物処理・資源有効活用」、「自然環境保全」の4つに分類している。
	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、化学肥料や農薬等の各種資材の適正な使用によって環境負荷を低減する農業のこと。
	気候変動	数十年間の間に大気や気候が移り変わる事。気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があり、人為的な要因には人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加やエアロゾルの増加、森林破壊などがある。
	グリーンインフラ	生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温の上昇の抑制など自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

	用語	説明
	クールチョイス	省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。豊橋市では、「とよはし版クールチョイス」として、家庭の電気使用量の削減を目指す「節電・省エネチャレンジキャンペーン」などを実施している。
	光化学オキシダント	工場、自動車などから排出された窒素酸化物や炭化水素などが紫外線を受け、光化学反応を起こして二次的に生成された物質の総称。光化学オキシダントの濃度が高くなり、空が白く、「もや」がかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。
	古紙リサイクルヤード	市民が無償で古紙を持ち込むことができる古紙回収拠点のこと。古紙回収業者の協力の下、古紙の回収拠点の一つになっている。
さ行	再エネ 100 宣言 RE Action	企業、自治体、教育機関、医療機関などが使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、脱炭素化を促進する新たな枠組みのこと。
	再生可能エネルギー	地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。化石燃料（石油、石炭など）やウランなどの枯渇性エネルギーと対比される。
	ジオパーク	「大地の公園」という意味であり、地球の活動でできた地層や岩石、断層などを保全・保護し、自然豊かな場所を活用して地域の持続的な発展を目指す仕組みのこと。
	次世代自動車	電気自動車、燃料電池自動車など環境負荷の低い自動車のこと。
	指定ごみ袋制度	家庭ごみの持ち出し袋について、市が指定した規格（大きさ、色、形など）に合うものを使用してもらう制度のことであり、2016(平成 28)年 4 月から「もやすごみ」と「こわすごみ」に、2017(平成 29)年 4 月から「生ごみ」に導入した。
	市民ふれあい農園	野菜、花などの栽培を通じて土に親しみ、農業に対する理解を深めるとともに、余暇を楽しむ健康づくりの場として、市民が利用している農園のこと。
	循環型経済	活用されことなく廃棄されていた物を新たな資源ととらえ、循環させる経済又はその仕組みのことであり、持続可能な成長を実現するものとして、ヨーロッパを中心に世界中で注目されている。
	循環型社会	廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進及び廃棄物の適正処理により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減されている社会のこと。
	食品ロス	本来食べられるにもかかわらず、ごみとして廃棄される食品のこと。ごみとして廃棄するため、多額の費用がかかるだけでなく、焼却により二酸化炭素が排出され、環境負荷がかかることが問題視されている。
	自立分散型エネルギーシステム	エネルギーの地産地消を実現し、自律的で持続可能な災害に強い地域分散型のエネルギーシステムのことであり、地域で必要な電力を賄える発電設備を分散配置したものをいう。

	用語	説明
	森林環境譲与税	除間伐などの森林整備や林業の担い手の確保、木材の利用促進などの費用に充てるため、国民から徴収した森林環境税を、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口により按分して、市町村と都道府県に譲与された税のこと。
	新型コロナウイルス	コロナウイルスの一種。コロナウイルスには、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012(平成24)年以降に発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」のウイルスが含まれる。新型コロナウイルスには、一般的に飛沫や接触で感染する。
	水源林	雨水を吸収し蓄えることで、良質な地下水に浄化するとともに、河川へ流れ込む水の量を安定させ洪水や渇水を防ぐ働きをもつ森林のこと。
	生活系ごみ	家庭から排出されるごみの総称であり、古紙、びん・缶などリサイクルできる資源ごみも含んでいる。事業系ごみは、事業活動に伴い排出されるごみの総称である。
	生態系ネットワーク	土地利用の転換や開発などによって分断され、孤立した自然を保全・再生してつなげ、生態系を回復する取組のこと。
	生物多様性	地球上には様々な個性や違いを持つ生きものが存在すること。また、その生きものたちが直接的又は間接的につながっていること。
	世界首長誓約／日本	持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの国の目標以上の削減、気候変動の影響への適応に取り組むことにより、持続可能で強靱な地域づくりを目指し、同時に、パリ協定の目標の達成に地域から貢献しようとする自治体の首長が、その旨を誓約し、そのための行動計画を策定した上で、具体的な取組を積極的に進めていく国際的な仕組み。豊橋市は、2018（平成30）年10月12日に10番目の誓約自治体として署名した。
た行	脱炭素	地球温暖化の原因となるCO ₂ などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却すること。
	地域資源回収	家庭から出る紙（新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、ダンボール、牛乳パック等）や布、アルミ缶、スチール缶などのごみを自治会やPTA、子ども会等が自主的に回収する活動のこと。
	地域循環共生圏	各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。
	地産地消	地域で生産されたものをその地域で消費すること。
	使い捨てプラスチック（ワンウェイプラスチック）	一度のみの使用でその役目を終えるプラスチック製の容器包装・製品のこと。国は「プラスチック資源循環戦略」（2019（令和元）年5月）において、2030（令和12）年までに累積で25%の排出抑制を掲げている。
	低炭素型の暮らし	二酸化炭素（CO ₂ ）の排出が少ない社会のこと。
	底生生物	水域に生息する生物のうち、海や干潟の底に生息し、水底に存在する土砂や岩などを利用する生物の総称。ベントスとも呼ばれる。サンゴやゴカイ、ヨコエビなどがその仲間である。

	用語	説明
	特定外来生物	外来生物（移入種）のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、2004（平成 16）年の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって指定された生物。
	豊橋市生態系ネットワークづくり懇話会	生物多様性の確保及び全市的な生態系のネットワークづくりに向けた施策の効率的な推進を図るために設置した組織。自然保護に関する有識者で構成されている。
	豊橋田原ごみ処理広域化	豊橋市と田原市の 2 市を一つのブロックとして、財政負担の軽減、資源エネルギー回収の向上等を目的にごみ処理を集約化すること。
	とよはしネイチャースポット	豊橋市内を地理的特徴から東部丘陵地域、豊川沿川地域、三河湾沿岸地域、中心市街地域、南部田園地域、表浜沿岸地域の 6 つに分け、それぞれに特徴のある生きものが見られる場所のこと。
	とよはしプラ 5 3 0 宣言	ポイ捨てされるプラスチックごみゼロを目指し、2018（平成 30）年 12 月 1 日に豊橋市と 530 運動環境協議会が共同で行った宣言のこと。
な行	ナガバノイシモチソウ	モウセンゴケ科に属する植物であり、愛知県絶滅危惧種 IA 類に分類されている。食虫植物で、葉に虫を捕らえるネバネバした線毛がある。赤花のものは愛知県内にのみ自生している。
	日本再興戦略 2016	第二次安倍内閣の経済政策（アベノミクス）の成長戦略のこと。新たな有望成長市場の創出として、地球規模の課題である環境・エネルギー制約を、我が国の最先端技術等で解決するとともに、経済成長に向けた投資を拡大することとしている。
	苦潮	三河湾で夏から秋にかけて沿岸域の海水が青白色から青緑色に濁る現象のこと。苦潮が発生すると、酸素が乏しく有毒な硫化水素が含まれた海水で沿岸域が覆われるため、アサリなどの貝類がへい死して、漁業に大きな被害が生じることがある。
は行	バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとして、家畜排泄物、食品廃棄物、下水汚泥などがある。豊橋市では、バイオマス利活用センターにおいて、生ごみ、し尿・浄化槽汚泥、下水汚泥を複合バイオマスとして利活用している。
	ハビタット	野生生物の生息環境のこと。
	パリ協定	2015（平成 27）年 12 月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された、京都議定書に代わる温暖化対策の新たな枠組みのこと。途上国を含む全ての国が参加し、産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分に低く抑える目標を掲げ、さらに 1.5℃以内に抑える努力をすることとしている。
	ヒメヒカゲ	タテハチョウ科に属するチョウの一種であり、愛知県絶滅危惧種 IB 類に分類されている。羽の表側（畳んだ時の内側）は斑紋（模様）がなく、裏側は橙褐色で眼状紋が並んでいる。
	微小粒子状物質（PM2.5）	大気中に浮遊している直径 2.5 μm（1 μm は 1 mm の千分の 1）以下の小さな粒子のこと。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。
	ふれあい収集	家庭ごみをごみステーションに持ち出すことが困難な世帯を対象に、玄関先等で戸別収集する制度のこと。

	用語	説明
	フードバンク	安全に食べられるにもかかわらず、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で流通に出すことができない食品を抱える企業などからの寄贈を受け、福祉施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動及びその団体。
や行	ユネスコスクール	ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のこと。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールを ESD（持続可能な開発のための教育）の推進拠点として位置付けている。
ら行	リサイクル工房	東部環境センター内にあり、大きなごみとして回収された家具などの修理・再生を行う工房。修理・再生品は、定期的に展示・販売会で販売している。
	リサイクルステーション	市が設置した古紙・布類・食用油・小型家電の回収拠点。
	リサイクル率	ごみ排出量に対する資源化量の割合。